

NECグループ団体保険制度

安心丸



制度導入会社のみ

保険料はカフェテリアプラン制度の
キャッシュバック対象です

[取扱窓口]

NECビジネスインテリジェンス株式会社

保険HPはこちら



「NECグループ団体保険」とは…

会社の福利厚生の一環として運営されている「NECグループ社員」のための保険制度です。
従業員の皆さまが安心して働くための自助努力をお手伝いするよう、
さまざまなプランをご用意しております。
是非ともこの機会にご家族皆さままでのご加入をご検討ください。

募集締切

安心丸
NECgolファー保険
NEC長期休業サポート …… 10月30日

●スケールメリットを活かした団体保険制度

たくさんの従業員が働くNECグループの皆さまだけがご加入できる制度です。

●お手頃な保険料

安心丸(ケガ・病気・その他の保険)については傷害部分約46%、疾病部分約40%の割引を適用。

従業員の皆さまお一人おひとりに合った保険プランを親切・丁寧に提案させていただきます。どうぞお気軽にお問合わせください。

募集概要

・Web画面にてお手続きをされる場合は、本パンフレットの記載のうち、「加入申込票」を「Web画面」に、「記入」・「記名」を「入力」に読み替えてください。

募集要領

保険期間	2026年11月26日 午後4時～2027年11月26日 午後4時(1年間)
書類提出締切日	2026年10月30日(金)
加入申込票提出先	NECビジネスインテリジェンスまでご送付ください NECビジネスインテリジェンスの宛先は本パンフレット(裏表紙)に掲載しています
保険料払込方法	2027年1月の給与より毎月控除させていただきます(月払)
<p>中途加入できます</p> <p>●中途加入申込票提出締切日：締切日は各会社によって異なりますので詳細はNECビジネスインテリジェンスにお問合わせください。 ●中途加入補償開始日：上記締切日の同月26日午前0時より(保険の終期はいずれの場合も2027年11月26日午後4時となります。)</p>	

CONTENTS

- 安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型)) …………… P2
- NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険) …………… P19
- NECgolファー保険(団体総合生活補償保険) …………… P21
- 〈その他の主な取扱商品〉
- 団体扱自動車保険 …………… P53
- 団体扱火災保険 …………… P54

もしものケガや病気などから
あなたをお守りする保険

安心丸

- 安心丸 【団体総合生活補償保険(MS & AD 型)】
- NEC 長期休業サポート保険 【団体長期障害所得補償保険】
- NEC golファー保険 【団体総合生活補償保険】

NEC が考える、NEC グループの社員の皆さまのために
補償を厳選して生まれたのが「安心丸」です。

「安心丸」は社会保険や会社制度を補完し
万が一の事態に備えるだけでなく
日常生活で起こり得る「もしも」に対しても
あなたに寄り添い続けます。



「安心丸」とは？

あなたをお守りするために

安心丸は、NECグループの福利厚生制度として、従業員の皆さまとご家族のために特別に設計された団体保険です。健康保険制度と連携することで、必要な補償を無駄なくご提供するとともに、団体割引により保険料もお得です。

万が一の事態に備え、ご自身と大切なご家族のために、ぜひ「安心丸」をご活用ください。

選ばれる理由

安心丸3つの特徴



NECグループ従業員限定！
信頼性と割引を両立した
福利厚生制度



お得な保険料で
お財布にもとっても優しい
最大約**46%**割引！



ご本人だけじゃない！
ご家族もOK
まとめて
お得に保険加入

女性特定疾病倍額コース
も追加され、
「安心丸」が
リニューアル！

安心丸はこんなにお役に立ってます！

ケガ・病気の
入院も1日目から
補償されて
安心だね！（注）

携行品も国内外で
補償されるんだ。
海外旅行に行っても
安心だね！



ご加入者数
約**37,000**
名超

お支払件数
約**4,000**
件

お支払保険金
約**5億3,000**
万円

※令和6年11月～令和7年11月 三井住友海上保険金支払データ
(注) 病気の補償は、病気安心コース・がん倍額コース・女性特定疾病倍額コース
に加入の方に限ります。

加入範囲・被保険者の範囲

加入資格・加入対象

保険契約者	日本電気株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。
お申込人となる方	『日本電気株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員』に限ります。
被保険者本人 (補償の対象者) となれる方の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ●安心丸・NECゴルフ保険で被保険者(補償の対象者)本人^(*)となれる方の範囲は、日本電気株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および役員・従業員と同居している親族をいいます。)です。(下記被保険者の範囲参照) ●NEC長期休業サポートで被保険者(補償の対象者)本人^(*)となれる方の範囲は、日本電気株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に限ります。ただし、非常勤、パート、アルバイト等健康保険の対象とならない方は除きます。 <p>(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。</p> <p>被保険者本人となれる方の範囲<安心丸・NECゴルフ保険> NECグループにお勤めの方、およびその配偶者・お子さま・ご両親・兄弟姉妹・同居の親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)の方が被保険者となることができます。ご加入(継続)時に被保険者(補償の対象者)を記名いただきます。</p> <p>(点線)の内は別居の方もご加入いただけます。 (点線)の外は同居が条件となります。 ※親族とは、6親等内の血族と3親等内の姻族であり記載以外の方も対象となる場合があります。</p>

ご退職後も継続OK！

ご退職後のお取扱い

ご退職後は、ご退職者さま専用の保険「安心丸(退職者向け)」に移行いたします(一部補償が異なります)。

安心丸 (退職者向け) のポイント	Point 1 ご継続に伴う 健康に関する告知は 不要です※	Point 2 団体割引等は ご退職前と 同様です	Point 3 病気安心コース・ がん倍額コース・ 女性特定疾病倍額コースは 満79才までご継続可能です
-------------------------	---	------------------------------------	--

※補償額を増額される場合など健康に関する告知が必要な場合があります。

●ご退職お手続きの流れ

①ご退職後の連絡先を以下の登録用ホームページにご登録ください

<https://www.nec-businessintelligence.co.jp/retire/>

二次元コードからもアクセスいただけます▶



②手続が必要な保険契約について、NECビジネスインテリジェンスから
手続書類をお送りします

ご退職後のご継続イメージ



ご退職後のお取扱い詳細については NEC ビジネスインテリジェンスへお問合わせください。

改定内容

商品改定に伴い、補償内容、保険金額および保険料の見直しを行いました。
改定後の補償内容についてはパンフレットの P9 以降をご確認ください。

1 募集方法の変更

募集方法をセット募集から口数募集へ変更し、基本セットをスリム化し、最大 4 口までご加入いただけるようになりました。これにより、必要な補償内容や保険金額を分かりやすく選択できるようになりました。なお、本変更に伴い、保険金額および保険料が変更となります。

分かりやすくスリム化



2 女性特定疾病倍額コースの新設

異常分娩による帝王切開、乳がん、子宮筋腫等の女性特有の疾病に手厚く備えるコースを新設します。

女性用のコース
が新設されて安心！



3 補償内容の見直し

1 オプション特約の基本補償化

● 天災危険補償特約の基本補償化

全コースで天災危険補償特約を基本補償化します。
これに伴い天災なしコースにご加入の皆さまは天災危険補償特約付帯セットに移行させていただきます。

● 熱中症危険補償特約の新設

近年ニーズが高まっていることを踏まえ、**熱中症**に対する補償を全コースで基本補償化します。

● 「先進医療・拡大治験・患者申出療養費用特約」の基本補償化（疾病コース）

主要ながん治療では先進医療の利用が拡大しているため基本補償化します。



2 補償内容の整理

● 特定感染症危険補償のケガ補償からの廃止

ケガ安心コースでのエボラ出血熱や結核、腸チフス等の特定感染症（令和 8 年 8 月時点）を原因とした後遺障害、入院および通院補償を廃止します。なお、病気安心コース、がん倍額コース、女性特定疾病倍額コースは引続き、特定感染症を原因とした後遺障害、入院および通院を補償します。

● エコノミーコース（AX・BX・CX セット）の新規募集廃止

● 各種費用補償特約を「キャンセル費用（50 万円）」のみといたします。

4 長期休業サポートの再編

- 現在の長期補償プランに加え、日本電気健康保険組合所属以外の企業向けプランを新設します。
なお、短期補償プランは上乗せ補償プラン(旧ボーナス補償プラン)へと移行させていただきます。移行により保険金額および保険料の変更があります。



今回の募集における主なご注意など

お引受けについて

NECグループ団体保険制度はNECグループ社員の皆さまの相互扶助の制度であり、魅力ある福利厚生制度として維持・発展させていくために、引受ガイドラインを設けています。

区分	引受ガイドライン
A：モラルリスク ・飲酒運転等の法令違反 ・事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合など	基本的に翌年度以降の保険契約については、お引受けできません。
B：携行品損害補償特約(K1、K2) 2年間で同種の携行品事故(保険金支払いまたは請求)が3回以上	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、引受をお断りする場合があります。(被保険者単位)
C：傷害通院(各基本セット) 2年間で事故(保険金支払いまたは請求)が5回以上、かつ通算100万円以上	ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。(被保険者単位)

自動継続の取扱いについて

- 前年にご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
- 年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、2026 年 11 月 26 日時点のご年令による保険料となりますのでご了承ください。

よくあるご質問 Q & A

- Q 定期募集以外のタイミングでも加入できますか？
- A 毎月 26 日付でご加入いただけます。お申込みのタイミングにより、当月または翌月 26 日からご加入・補償開始となります。
- Q 安心丸に満期返れい金や配当金がありますか？
- A 安心丸は保険料掛け捨て型の保険となります。そのため、満期返れい金や契約者配当金はございません。
- Q 安心丸の支払保険料は、年末調整または確定申告による生命保険料控除の対象となりますか？
- A 病気を補償するコース・特約オプションについては、病気の補償部分の保険料は生命保険料控除（介護医療保険料）の対象となります。
ケガの補償部分ならびに携行品損害や日常生活賠償等、病気以外を補償するコース・特約オプションは対象外となります。



補償の早見表

ご加入にあたって必要な補償がひと目でわかります。
プラン検討の参考にしてください。

早見表をプラン検討の
参考にしてください。



補償の一覧表

区分			ケガ・病気の時												身の回りのリスク				介護		病気とケガによる就業障害・就業不能	退職後の継続加入
			ケガの死亡・後遺障害	入院	通院	手術	放射線治療	先進医療・拡大治験・患者申出	がん診断	がん2倍	女性特定疾病2倍	長期入院	抗がん剤治療	天災によるケガ	NEW 熱中症	日常生活賠償	携行品損害	ホールインワン・アルバトロス費用	キャンセル費用	本人介護	親介護	
コース名／オプション名	セット名	ページ																				
ケガ安心コース	A	P9～10	●	● (ケガのみ)	● (ケガのみ)	● (ケガのみ)						●	●									
病気安心コース	B	P11～12	●	●	●	●	●	●				●	●									
がん倍額コース	C	P13～14	●	●	●	●	●	●	●			●	●									
NEW 女性特定疾病倍額コース	D	P15～16	●	●	●	●	●		●			●	●									
医療充実オプション	長期入院時一時金	TA TB TC TD								●												
	抗がん剤治療オプション	M1									●											
身の回りの補償充実オプション	日常生活賠償	L1												●								
	携行品損害	K1 K2													●							
	ホールインワン・アルバトロス費用	G1 G2 G3														●						
	キャンセル費用	H1															●					
介護充実オプション	本人介護(介護一時金)	N1																●				
	親介護(親介護一時金)	PN1																	●			
NEC長期休業サポート	AM AF BM BF CM CF	P19～20																				

安心ロボ丸で
カンタンプラン診断!

アクセスはこちらから!

PICK UP!

長期にわたり働けなくなったときに
ご本人とご家族の暮らしをサポート

安心ロボ丸で
カンタンプラン診断!

アクセスはこちらから!

PICK UP!
長期にわたり働けなくなったときに
ご本人とご家族の暮らしをサポート

※上記の早見表は、概要についてご説明をしたものです。詳細は、各頁のコース、オプション特約のご案内および重要事項のご説明をご確認ください。



ケガ安心コース Aセット

被保険者（補償の対象者）1人に対して、ケガ・病気安心・がん倍額・女性特定疾病倍額コースのうちいずれか1セットのみご加入いただけます。

補償の対象 年齢制限なし

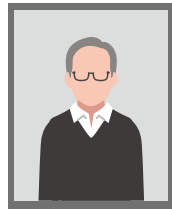
国内・国外補償
NECグループ
団体割引等適用
約**46%**適用

ケガ安心コースは、日常の予期せぬケガから大切な身体を守るプランです。

保険期間中に起きた事故によるケガのための、通院から入院まで幅広く対応し、迅速な保険金支払いとさまざまな補償で、万一の時に備えられます。

基本セットの内容

死亡・後遺障害



ケガのみ補償

入院



入院1日目から補償

通院



通院1日目から補償

手術



入院有無に関わらず補償



セットできる特約一覧

身の回りのリスクにも対応したい方

日常生活賠償特約

人気

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

携行品損害補償特約

人気

キャンセル費用特約

介護や長期入院に備えたい方

介護一時金支払特約 本人

傷害/疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約

親介護一時金支払特約

※各特約の詳細についてはP17～18(オプション特約のページ)をご確認ください



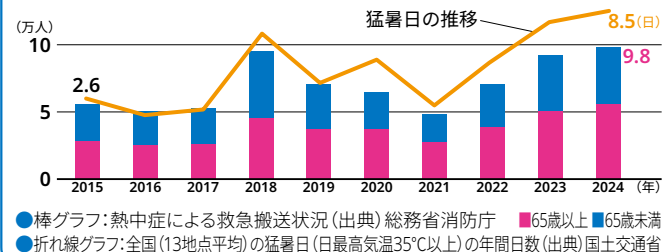
安心ロボで
カンタンプラン診断!

アクセスはこちらから!

●熱中症危険補償特約(自動セット)

被保険者が、急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても、傷害保険金を支払う特約です。

昨今、気候変動に伴う気温上昇等により、熱中症による救急搬送人員は増加の一途にあります。2024年には約9.8万人が搬送されました。



熱中症リスクは、私たちのくらしのあらゆるシーンに潜んでいます。



保険金額と保険料



Aセット口数		1口	2口	3口	4口
ケガ補償	死亡・後遺障害	580万円	1,160万円	1,740万円	2,320万円
	入院(1日あたり)	4,000円	8,000円	12,000円	16,000円
	通院(1日あたり)	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円
	手術	入院中の手術	8万円	16万円	24万円
		入院中以外の手術	4万円	8万円	12万円
天災危険補償	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償				
熱中症危険補償	日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても補償				
月払保険料	全年令共通	1,040円	2,080円	3,120円	4,160円

※安心丸(基本セット)の被保険者数ランキングとなります。(2025年11月時点)

●支払事例

万が一のケガにしっかり備える!

入院6日 入院中の手術 1日 通院52日

208,000円のお支払

ハンドボールの試合中に、アキレス腱を断裂。病院に緊急搬送され、入院、手術をすることになりました。想像以上の治療費がかかり不安でしたが保険金が支払われ大変助かりました。



ケガ安心コース Aセット

1口 加入

日常生活の思いがけない事故にも備えを

入院21日 入院中の手術 1日 通院14日 携行品特約

289,000円のお支払

(内訳: Aセット 192,000円 + K2セット 97,000円)

自転車運転中に後輪がスリップし転倒。大腿骨を骨折するけがを負いました。また同時にスマートフォンも破損。治療費・修理費共に大きな出費となりましたが保険金が支払われたことで経済的な不安が解消されました。



ケガ安心コース Aセット

1口 携行品損害補償特約 K2 加入



病気安心コース Bセット

被保険者（補償の対象者）1人に対して、ケガ・病気安心・がん倍額・女性特定疾病倍額コースのうちいずれか1セットのみご加入いただけます。

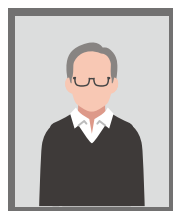
補償の対象 2026年11月26日時点で満0才*~79才までの方
*2026年11月26日時点で生後15日以上

国内・国外補償
NECグループ
団体割引等適用
傷害部分 疾病部分
約46% 約40%

病気安心コースは、ケガのみならず、病気による入院や手術等に対しても保険金をお支払いいたします。
安心丸の中で最も人気なコースです。

基本セットの内容

死亡・後遺障害



ケガのみ補償

入院



入院1日目から補償

通院



病気は入院前後の
通院のみ補償

手術



病気は放射線治療
も補償

先進医療



先進医療等を受けた
場合に補償



セットできる特約一覧

身の回りのリスクにも対応したい方

日常生活賠償特約

人気

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

携行品損害補償特約

人気

キャンセル費用特約

介護や医療に備えたい方

介護一時金支払特約 本人

抗がん剤治療特約

親介護一時金支払特約

傷害/疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約

※各特約の詳細についてはP17~18(オプション特約のページ)をご確認ください



アクセスはこちらから!

●先進医療・拡大治験・患者申出療養補償(自動セット)

先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるために負担した費用も補償します。また先進医療等を受けるための交通費・宿泊費も補償します。(宿泊費は1泊につき1万円程度)

先進医療に要する高額な費用*に備えられる!

例えば、がん治療に効果が見込まれる重粒子線治療といった高度な医療があります。先進医療の詳細は厚生労働省のHPを参照ください。
(各先進医療によって自己負担は異なります。)

※先進医療に要する費用は、先進医療の技術料のみをいい、保険外併用医療費およびこれに伴う一部負担金を除きます。

重粒子線治療

約314万円*

陽子線治療

約268万円*



※厚生労働省「第138回先進医療会議資料」令和6年度実績報告(令和5年7月1日~令和6年6月30日)をもとに作成

先進医療だけでは受けない治療が受けられない…そんな時に!

「患者申出療養」とは…

2016年4月にスタートした国の制度。患者からの申出をもとに審査を行い、より身近な医療機関で未承認薬などの先進的な医療を受診できるようにする制度です。

●2019年7月から2024年6月末までの5年間で、1,181人の患者が患者申出療養の対象となる治療を受けています。●2025年1月時点で、6件の患者申出療養の対象となる療養が実施されています。●患者申出療養に係る費用は全額自己負担となるため、治療費が高額となる場合があります。

「拡大治験」とは…

2016年1月にスタートした国の制度。命にかかわる重い病気の患者に、承認されていない薬を人道的に治療*できるようにした制度です。
※医薬品もしくは医療機器の製造販売に関して、「医薬品医療機器等法」上の承認を得るために行われる臨床試験のこと。

●2025年4月30日時点で9の対象疾患に対して、10種類の拡大治験が届け出されています。●通常の治験とは異なり、患者自身が高額な費用を負担しなければならない場合があります。

保険金額と保険料



Bセット口数			1口	2口	3口	4口	
保 険 金 額	ケガ補償	死亡・後遺障害		580万円	1,160万円	1,740万円	2,320万円
	病気・ケガ補償	入 院(1日あたり)		4,000円	8,000円	12,000円	16,000円
		通 院(1日あたり) <small>(※1)</small>		2,000円	4,000円	6,000円	8,000円
		手術 <small>(※2)</small>	入院中の手術	8万円	16万円	24万円	32万円
			入院中以外の手術	4万円	8万円	12万円	16万円
	病気補償	放射線治療		8万円	16万円	24万円	32万円
	天災危険補償	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償					
	先進医療・ 拡大治験・ 患者申出補償	1,000万円					
	熱中症危険 補償	日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても補償					
年 令 別 月 払 保 険 料	0～4才		1,510円	2,950円	4,390円	5,830円	
	5～9才		1,410円	2,750円	4,090円	5,430円	
	10～14才		1,260円	2,450円	3,640円	4,830円	
	15～19才		1,280円	2,490円	3,700円	4,910円	
	20～24才		1,380円	2,690円	4,000円	5,310円	
	25～29才		1,510円	2,950円	4,390円	5,830円	
	30～34才		1,660円	3,250円	4,840円	6,430円	
	35～39才		1,680円	3,290円	4,900円	6,510円	
	40～44才		1,720円	3,370円	5,020円	6,670円	
	45～49才		1,870円	3,670円	5,470円	7,270円	
	50～54才		2,150円	4,230円	6,310円	8,390円	
	55～59才		2,570円	5,070円	7,570円	10,070円	
	60～64才		3,240円	6,410円	9,580円	12,750円	
	65～69才		4,390円	8,710円	13,030円	17,350円	
	70～74才		5,990円	11,910円	17,830円	23,750円	
	75～79才		9,050円	18,030円	27,010円	35,990円	

※安心丸(基本セット)の被保険者数ランキングとなります。(2025年11月時点)

(*1) 疾病通院保険金は、疾病入院開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気の治療のために通院された場合と、疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気の治療のため、通院された場合(支払対象期間:180日)にお支払いします。

(*2) レーシック手術等はお支払いの対象となりません。

●支払事例

予想外の診断にも事前の備えを

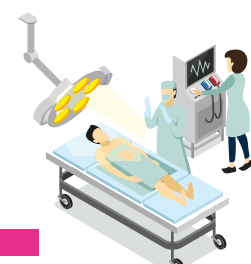
入院2日 入院中の手術1回 入院中以外手術1回 通院2日

264,000円のお支払

健康診断での指摘をきっかけに検査を受けたところ、大腸ポリープと診断され、切除手術を行いました。今まで保険を使ったことはなかったのですが、保険金が支払われたことで加入してよかったと実感しました。

病気安心コースBセット

2口 加入



長らく治療にも変わらない安心を!

入院90日 入院中の手術2回 通院17日

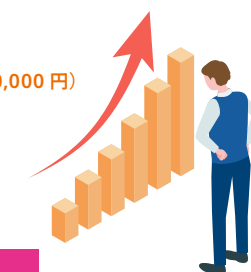
954,000円のお支払

(内訳: Bセット 554,000円 + TBセット 400,000円)

胸の激しい痛みで救急搬送。心筋梗塞と診断され緊急手術を受けました。長期の入院となり精神的・経済的に不安がありましたが、保険金が支払われ安心して治療に向き合うことができました。

病気安心コースBセット

1口 長期入院時保険金補償特約TB 加入





がん倍額コース Cセット

被保険者（補償の対象者）1人に対して、ケガ・病気安心・がん倍額・女性特定疾病倍額コースのうちいずれか1セットのみご加入いただけます。

補償の対象

2026年11月26日時点で満0才*~79才までの方
*2026年11月26日時点で生後15日以上

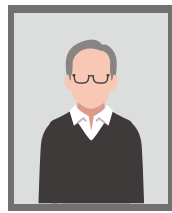
国内・国外補償
NECグループ
団体割引等適用
傷害部分 46% 疾病部分 40%

がん倍額コースは、がん（悪性新生物）の入院や手術等での疾病保険金を2倍にしてお支払いいたします。

基本セットの内容

○：病気ががんの場合2倍支払

死亡・後遺障害



ケガのみ補償

入院 ○



入院1日目から
補償

通院 ○



病気が入院前後の
通院のみ補償

手術 ○



病気が放射線
治療も補償

先進医療



先進医療等を
受けた場合に補償

がん診断保険金



がんと診断確定
された場合に補償



セットできる特約一覧

身の回りのリスクにも対応したい方

日常生活賠償特約

人気

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

携行品損害補償特約

人気

キャンセル費用特約

介護や医療に備えたい方

介護一時金支払特約 本人

抗がん剤治療特約

親介護一時金支払特約

傷害/疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約

※各特約の詳細についてはP17~18(オプション特約のページ)をご確認ください



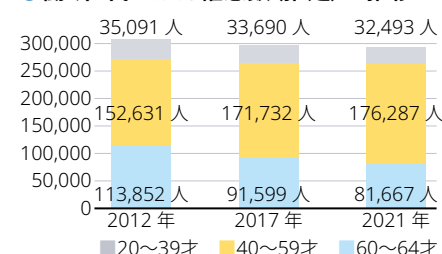
安心口が丸で
カンタンプラン診断!
アクセスはこちらから!

がん診断保険金補償特約+がん2倍支払特約(自動セット)

がん治療に伴う疾病保険金が倍額になるのに加え、**がんと診断された場合に一時金をお支払い**いたします。

- 男性、女性ともに、**約2人に1人が一生のうちにがん**と診断されます。※
国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」をもとに作成※年代によって罹患率は異なります。
- がんの治療は、**長期治療・保険外診療で自己負担が高額になる**場合があります。
- がんの治療は、入通院に伴わない費用が生じることも…
また、**外見ケアや緩和ケアなどの備え**も大切です。
- 治療が長引くと治療費に加えて**収入の減少**が心配です。

働く世代のがん罹患数(推定)の推移



国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん登録)をもとに作成

保険金額と保険料



がん倍額 = がんの場合2倍お支払い^(※3)

Cセット口数		1口	2口	3口	4口
保険金額	ケガ補償	死亡・後遺障害			
	病気・ケガ補償	がん倍額 入院(1日あたり)	4,000円	8,000円	12,000円
		がん倍額 通院(1日あたり) ^(※1)	2,000円	4,000円	6,000円
		がん倍額 手術 ^(※2)	入院中の手術	8万円	16万円
			入院中以外の手術	4万円	8万円
	病気補償	がん倍額 放射線治療	8万円	16万円	24万円
	がん診断保険金	がんと診断確定された場合に補償			
		100万円			
		天災危険補償			
		地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償			
		先進医療・拡大治験・患者申出補償			
		1,000万円			
		熱中症危険補償			
		日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても補償			
年 令 別 月 払 保 険 料	0~4才	1,590円	3,090円	4,590円	6,090円
	5~9才	1,470円	2,850円	4,230円	5,610円
	10~14才	1,300円	2,510円	3,720円	4,930円
	15~19才	1,310円	2,530円	3,750円	4,970円
	20~24才	1,420円	2,740円	4,060円	5,380円
	25~29才	1,640円	3,120円	4,600円	6,080円
	30~34才	1,880円	3,520円	5,160円	6,800円
	35~39才	2,040円	3,730円	5,420円	7,110円
	40~44才	2,260円	4,010円	5,760円	7,510円
	45~49才	2,700円	4,670円	6,640円	8,610円
	50~54才	3,250円	5,610円	7,970円	10,330円
	55~59才	4,310円	7,240円	10,170円	13,100円
	60~64才	6,490円	10,350円	14,210円	18,070円
	65~69才	8,850円	14,190円	19,530円	24,870円
	70~74才	11,890円	19,300円	26,710円	34,120円
	75~79才	16,230円	27,940円	39,650円	51,360円

※安心丸(基本セット)の被保険者数ランキングとなります。(2025年11月時点)

(※1) 疾病通院保険金は、疾病入院開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気の治療のために通院された場合と、疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気の治療のため、通院された場合(支払対象期間:180日)にお支払いします。

(※2) レーシック手術等はお支払いの対象なりません。

(※3) 被保険者の病気が特約記載のがん(悪性新生物)である場合、その治療を目的とする入院および通院の期間ならびに手術および放射線治療に対して、疾病保険金および疾病長期入院時保険金(オプションの疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約に加入の場合)を2倍にしてお支払いします。ただし、がんと因果関係のあるがん以外の病気については対象なりません。なお、がんには上皮内新生物を含みます。

支払事例

がん罹患時の不安に備える

がん診断入院11日 入院中の手術1回 通院13日 抗がん剤治療

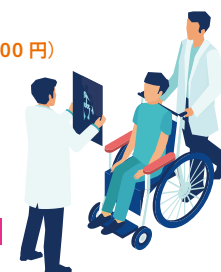
1,700,000円のお支払

(内訳: Cセット 1,600,000円 + M1セット 100,000円)

腹痛をきっかけに受診したところ大腸がんと診断され、手術を行いました。治療や今後の生活に不安を感じていましたが、保険金がお支払されることで大きな支えとなりました。

がん倍額コースCセット

2口 抗がん剤治療特約 M1 加入



最先端治療による負担をカバー

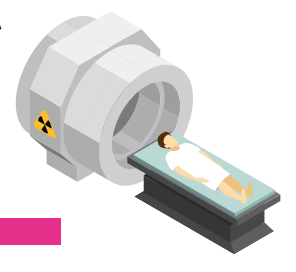
先進医療費用(交通費、宿泊費を含む)入院10日

3,335,000円のお支払

肺がんの治療で重粒子線治療を受けました。非常に高額な治療費がかかりましたが、保険でカバーされ、安心して治療を受けることができました。

がん倍額コースCセット

1口 加入





NEW

女性特定疾病倍額コース

Dセット

被保険者（補償の対象者）1人に対して、ケガ・病気安心・がん倍額・女性特定疾病倍額コースのうちいずれか1セットのみご加入いただけます。

補償の対象

2026年11月26日時点で満0才*~79才までの方
*2026年11月26日時点で生後15日以上

国内・国外補償

NECグループ
団体割引等適用

傷害部分 疾病部分

約46% 約40%

女性特定疾病倍額コースは、女性特有の病気の場合の入院や手術等での疾病保険金を2倍にしてお支払いいたします。

基本セットの内容

○：女性特有の病気の場合2倍支払い

死亡・後遺障害



ケガのみ補償

入院 ○



入院1日目から補償

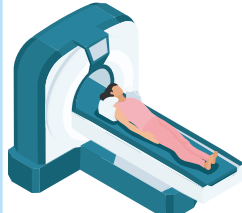
通院 ○

病気は入院前後の
通院のみ補償

手術 ○

病気は放射線治療
も補償

先進医療

先進医療等を受けた
場合に補償

セットできる特約一覧

身の回りのリスクにも対応したい方

日常生活賠償特約

人気

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

携行品損害補償特約

人気

キャンセル費用特約

介護や医療に備えたい方

介護一時金支払特約 本人

抗がん剤治療特約

親介護一時金支払特約

傷害/疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約

※各特約の詳細についてはP17~18(オプション特約のページ)をご確認ください

安心口が丸で
カンタンプラン診断!

アクセスはこちらから!

●女性特定疾病*2倍支払特約(自動セット)

「乳がん」・「子宮筋腫」などといった、女性特有の病気での疾病保険金等は2倍にしてお支払いします。

*特約記載の「女性特定疾病」をいい、例えば次の病気を言います。

子宮がんや乳がんは
もちろん、
女性特定部位以外の
特約記載の病気も
「2倍支払」の
対象になります。

がん (悪性新生物)	●がん* (悪性新生物) (子宮がん・乳がん・胃がん・直腸がん・肝がん・肺がん・白血病…など) ※一部の中皮腫・カポシ肉腫などを除きます。
特定の良性新生物	●良性新生物 (乳房・子宮・卵巣・腎尿路・甲状腺などの特定部位)
女性に多い その他の病気	<div> ●栄養性貧血など特定の貧血 ●慢性リウマチ性疾患 ●甲状腺傷害 ●卵巣機能障害 ●クッシング症候群 </div> <div> ●乳房の障害 ●帝王切開などを除く 妊娠・分娩・産じょくにかかわる病気 ●女性骨盤臓器の炎症性疾患 ●女性生殖器の非炎症性障害 </div>

など

保険金額と保険料

=女性特有の病気の場合2倍支払い (*3)

Dセット口数		1口	2口	3口	4口
保険金額	ケガ補償	死亡・後遺障害			
	病気・ケガ補償	入院(1日あたり)	4,000円	8,000円	12,000円
		通院(1日あたり) (*1)	2,000円	4,000円	6,000円
		手術 (*2)	入院中の手術	8万円	16万円
			入院中以外の手術	4万円	8万円
	病気補償	放射線治療			
年令別月払保険料	天災危険補償	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償			
	先進医療・拡大治験・患者申出補償	1,000万円			
	熱中症危険補償	日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても補償			
		0~4才	1,600円	3,130円	4,660円
		5~9才	1,480円	2,890円	4,300円
		10~14才	1,300円	2,530円	3,760円
		15~19才	1,320円	2,570円	3,820円
		20~24才	1,470円	2,870円	4,270円
		25~29才	1,690円	3,310円	4,930円
		30~34才	1,920円	3,770円	5,620円
		35~39才	1,990円	3,910円	5,830円
		40~44才	2,020円	3,970円	5,920円
		45~49才	2,230円	4,390円	6,550円
		50~54才	2,590円	5,110円	7,630円
		55~59才	3,160円	6,250円	9,340円
		60~64才	4,120円	8,170円	12,220円
		65~69才	5,670円	11,270円	16,870円
		70~74才	7,870円	15,670円	23,470円
		75~79才	12,310円	24,550円	36,790円
			49,030円		

(*1) 疾病通院保険金は、疾病入院開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気の治療のために通院された場合と、疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気の治療のため、通院された場合(支払対象期間:180日)にお支払いします。

(*2) レーシック手術等はお支払いの対象となりません。

(*3) 被保険者の病気が特記事項の女性特定疾病である場合、その治療を目的とする入院および通院の期間ならびに手術および放射線治療に対して、疾病保険金および疾病長期入院時保険金(オプションの疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用特約)に加入の場合))を2倍にしてお支払いします。

●支払事例

女性特有の疾患にしっかり備える

入院7日 入院中の手術1回 通院2日

448,000円のお支払

子宮筋腫の治療のため入院・手術を受けました。想定よりも医療費がかかりましたが、保険金が支払われたことで安心することができました。



女性特定疾病倍額コースDセット

2口 加入

高額な治療にも安心のサポートを

先進医療費用(交通費等を含む)6回 入院中以外の手術6回

495,000円のお支払

不妊治療は健康保険の対象外となるケースもあり、高額な費用がかかります。保険金が支払われたことで経済的な負担が軽減され、安心して治療を続けることができました。



女性特定疾病倍額コースDセット

1口 加入

安心丸

NEC長期休業サポート

NECコルファ保険

保険金請求手続きについて

ご加入にあたっての注意事項

索引



オプション特約

◎ご加入は被保険者（補償の対象者）1人に対して特約ごとに1セットのみです。
◎年令は2026年11月26日時点の満年令です。
◎N1,M1,TB,TC,TDにご加入いただける方は、2026年11月26日時点で満0才*~79才までの方です。これらの特約を新たに追加する場合は健康に関する告知が必要です。その際ご回答いただいた健康に関する告知は、特約部分だけではなく、すべての疾病補償に適用されますので、ご注意ください。
*2026年11月26日時点で生後15日以上

国内・国外補償
NECグループ
団体割引等適用
約**40%**適用

日常生活上の事故や介護が必要となった場合等の補償ができます。

例えばこんな場合にお役に立ちます！



他人にケガを負わせ法律上の
賠償責任を負った場合
[日常生活賠償特約]



外出中に自分の持ち物を
不注意で壊した場合
[携行品損害補償特約]



抗がん剤治療を
受けた場合
[抗がん剤治療特約]

身の回りのリスクにも対応したい方

	オプション名	保険金をお支払いするとき	保険金額	セット名	月払保険料
身の回りの補償充実オプション	日常生活賠償特約 ^(※1)	他人にケガさせたり、他人の物を壊したりして法律上の賠償責任を負ったとき等 国内示談交渉サービス付きで安心です。	5億円	L1	100円
	携行品損害補償特約	外出中に自分の持ち物を不注意で壊したとき等	30万円 ^(※2)	K1	330円
			20万円 ^(※2)	K2	210円
	ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 ^(※3)	ホールインワン・アルパトロスを達成し祝賀費用がかかったとき等	100万円	G1	770円
			60万円	G2	460円
			30万円	G3	230円
	キャンセル費用特約 ^(※4)	病気入院により海外旅行をキャンセルした時など	50万円	H1	60円

(※1)：この特約はセットしたご本人だけでなく、そのご家族も補償されますので補償の重複にご注意ください。ご家族とは、ご本人の配偶者、ご本人または配偶者と同居の親族および別居の未婚の子等です。詳細はP28をご覧ください。
(※2)：●損害の額は1個、1組または1対のものについて10万円を限度とし、通貨・乗車券・宿泊券などについては、1回の事故につき5万円を限度とします。
●自己負担額：3,000円
(※3)：ホールインワン・アルパトロス費用を補償する他のゴルフ保険（NECゴルフ保険を含む）と補償が重複する場合がありますので、ご注意ください。原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はP43~44をご参照ください。 ①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合 ②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合
(※4)：自己負担額：1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のうち、いずれか高い額

保険金額と保険料

医療補償を充実させたい方

	オプション名	保険金をお支払いするとき	保険金額	セット名
介護充実オプション	本人介護 介護一時金支払特約 ^(※1)	自分の要介護状態が180日を超えて継続したとき	300万円	N1
	親介護 親介護一時金支払特約 ^{(※1)(※2)}	親の要介護状態が180日を超えて継続したとき	300万円	PN1
医療充実オプション	抗がん剤治療特約 ^(※3)	抗がん剤治療を受けたとき 抗がん剤治療を受けた月ごとに保険金をお支払いします。	5万円 お支払額は乳がん・前立腺がんの内分泌療法（ホルモン療法）による治療の場合は5万円、それ以外は10万円	M1
	傷害/疾病長期入院時保険金補償（90日ごと用）特約 ^(※4)	90日以上長期入院をしたとき	40万円	下記表のとおり

●傷害/疾病長期入院時保険金補償（90日ごと用）特約のセット名

傷害/疾病長期入院時保険金補償（90日ごと用）特約のセット名は、ご加入の基本セットによって異なります。

ご加入の基本セット	ケガ安心コース A	病気安心コース B	がん倍額コース C	女性特定疾病倍額コース D
この特約の補償範囲	ケガ	ケガ・病気		
セット名	TA	TB	TC	TD

(※1)：介護のため一時的に必要な費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。
(※2)：特約被保険者となれる方は基本セットの被保険者本人の親（姻族を含む。）で、被保険者1人につき2名まで設定できます。2026年11月26日時点で満20才~84才までの方がご加入いただけます。ご加入は特約被保険者1名に対して、1セットのみです。同じ特約被保険者（親）に対して、複数の被保険者（子）が重複してセットすることはできません。特約被保険者の年令に応じた年令別保険料となります。特約被保険者1人につき、下記保険料となります。（2名を対象とする場合は、2名分の保険料が必要です）
(※3)：基本セットがケガ安心コースの方はご加入できません。
(※4)：TAに疾病長期入院時保険金補償（90日ごと用）特約はセットされません。

年令別月払保険料								
セット名	N1	PN1	M1		TA	TB	TC	TD
			男性	女性				
0～4才	20円	—	50円	150円	50円	70円	70円	70円
5～9才		—				60円	60円	
10～14才		—						
15～19才		—				20円	300円	70円
20～24才		90円	470円					
25～29才				1,160円				
30～34才			130円				1,980円	90円
35～39才				440円		2,500円		110円
40～44才	40円	40円	440円	2,500円	140円	170円	180円	
45～49才	90円	90円	440円	2,500円	200円	240円	260円	
50～54才	220円	220円	780円	2,320円	300円	370円	390円	
55～59才	490円	490円	1,360円		460円	590円	620円	
60～64才	1,150円	1,150円	2,060円	2,130円	910円	1,200円	1,260円	
65～69才	2,600円	2,600円	3,060円		—	—	—	
70～74才	5,740円	5,740円	3,760円					
75～79才	—	14,760円	—	—				
80～84才								



NEC長期休業サポート

補償の対象 2026年11月26日時点で満18才～59才までの方

NECグループ
団体割引等適用

37%適用

長期休業サポートは、病気やケガで長期間就業障害となった場合に、収入を補償します。
経済的な不安を軽減し、安心して働ける環境を整えることを目的とします。

● 対象外会社：NECネットエスアイ株式会社、キーウェアソリューションズ株式会社およびグループ会社

こんなときにお役に立ちます

- 病気やケガの療養のため、休職した場合
- うつ病などの精神障害により休職した場合※

※所定の精神障害の場合、保険金の支払期間は最長2年です。



休職が長期間になると、生活の維持が困難に！



生活費
家賃
住宅ローン
教育費
...

収入



医療費

生活費
家賃
住宅ローン
教育費
...

収入

詳しくはこちらの動画を
チェック！



支出と収入のバランスがとれている！

支出が増え、収入が減ってしまった…

病気やケガで有給休暇を全部使ってしまった後はどうなるの？

会社の休業保障制度として、欠勤4日目から退職するまで下記の内容で保障されます。(2026年8月現在)

保障対象期間	保障内容
日本電気健康保険組合で最長3年間	支給開始日から通算1年6か月(傷病手当金・傷病手当付加金) ▶ 標準報酬日額の80% 傷病手当金支給開始から3年以内で、かつ傷病手当金支給期間満了日翌日からの期間(延長傷病手当付加金) ▶ 標準報酬日額の2/3

日本電気健康保険組合
の場合

※上記保障のうち傷病手当金以外は、休職期間満了等により中途退職となる場合はその時点で保障はなくなります。(詳細は日本電気健康保険組合のホームページを参照)
※日本電気健康保険組合以外の場合は、上記と保障対象期間および保障内容が異なる場合がございますのでご所属の企業にご確認ください。

補償内容とプラン

1 長期補償プラン おすすめ

免責期間の日本電気健康保険組合の傷病手当金・延長傷病手当付加金の給付期間終了後から最長60才*もしくは3年間のいずれか長い期間まで月収部分を補償するプランです。なお就業規則に基づく退職により給付が中途でなくなった場合、最長60才*まで長期にわたって補償されます。

2 長期補償プラン (日本電気健康保険組合以外用)

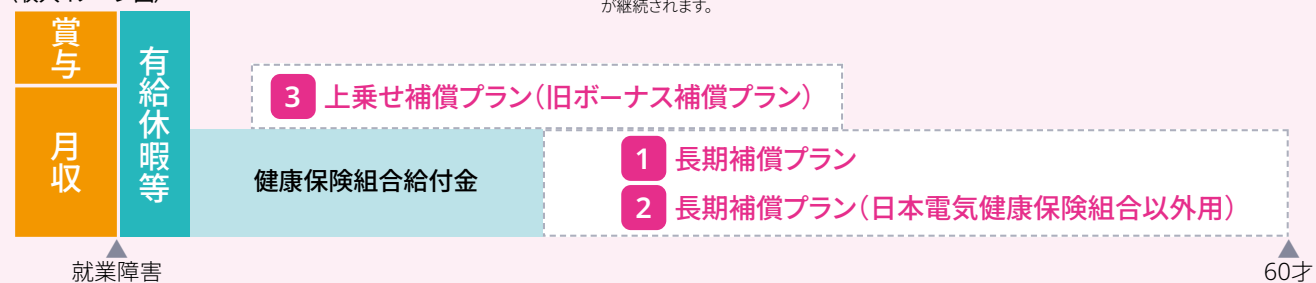
免責期間の545日経過後から最長60才*まで補償されます。

3 上乗せ補償プラン (旧：ボーナス補償プラン)

健康保険給付金等の給付や長期補償プランに加え、補償額を上乗せできるプランです。免責期間の180日経過後最長4年6か月間補償されます。

*60才とは、60才に達する誕生日の前日までを言います。免責期間の終了日の翌日から60才に達する誕生日の前日までの期間が3年に満たない被保険者は3年。
※上乗せ補償プランは給付期間中に退職されても、就業障害が続き、保険金のお支払い要件を満たす限り、補償が継続されます。

(収入イメージ図)



加入方法と月払保険料

1 ニーズに合わせてプランをお決めください(長期補償プランと上乗せ補償プラン同時にご加入できます)

2 プランごとの支払基礎所得額(毎月お支払いする保険金の算出の基礎となる額)の上限を確認します。
(右記参照。加入限度口数は7口です。)
*上乗せ補償プランは14口が限度

長期補償プラン	現在の年収 ÷ 12 か月の 60% 以内
長期補償プラン (日本電気健康保険組合以外用)	現在の年収 ÷ 12 か月の 60% 以内
上乗せ補償プラン (旧ボーナス補償プラン)	現在の年収 ÷ 12 か月の 30% 以内

〈口数上限シミュレーション〉

現在の年収	÷	12 か月	×	長期補償プラン	60%	÷	10 万円	=	口
				長期補償プラン (日本電気健康保険組合以外用)	60%	÷	10 万円	=	口
				上乗せ補償プラン (旧ボーナス補償プラン)	30%	÷	2.5 万円	=	口

3 2で確認した上限の範囲内で加入口数を決めます。一口あたりの支払所得額は以下の通りです。
長期補償プラン：10万円、上乗せ補償プラン：2.5万円

長期補償プラン

支払基礎所得額 1 口 10 万円あたり		
セット名	男性 (BM)	女性 (BF)
18 ～ 24 才	505 円	343 円
25 ～ 29 才	533 円	441 円
30 ～ 34 才	620 円	603 円
35 ～ 39 才	765 円	855 円
40 ～ 44 才	1,054 円	1,282 円
45 ～ 49 才	1,371 円	1,645 円
50 ～ 54 才	1,508 円	1,684 円
55 ～ 59 才	1,631 円	1,641 円

長期補償プラン (日本電気健康保険組合以外用)

支払基礎所得額 1 口 10 万円あたり		
セット名	男性 (CM)	女性 (CF)
18 ～ 24 才	511 円	346 円
25 ～ 29 才	541 円	445 円
30 ～ 34 才	630 円	610 円
35 ～ 39 才	780 円	868 円
40 ～ 44 才	1,077 円	1,302 円
45 ～ 49 才	1,405 円	1,678 円
50 ～ 54 才	1,565 円	1,743 円
55 ～ 59 才	1,655 円	1,661 円

上乗せ補償プラン (旧ボーナス補償プラン)

支払基礎所得額 1 口 2.5 万円あたり		
セット名	男性 (AM)	女性 (AF)
18 ～ 24 才	62 円	38 円
25 ～ 29 才	68 円	50 円
30 ～ 34 才	95 円	76 円
35 ～ 39 才	124 円	110 円
40 ～ 44 才	176 円	175 円
45 ～ 49 才	254 円	265 円
50 ～ 54 才	392 円	415 円
55 ～ 59 才	618 円	621 円

● いずれのプランにも天災危険補償特約、精神障害補償特約がセットされています。
所定の精神障害の場合、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から最長2年補償されます。

● 支払事例

(例) 38 才男性、年収 600 万円。
交通事故に遭い、日本電気健康保険組合の給付終了と同時に復帰できず、40才で退職。
60才まで一切働くことができない状態が続いた。(所得喪失率100%)



長期補償プランに加入の場合 (3 口 30 万円)

日本電気健康保険組合の給付終了後から、60 才まで毎月お支払

※保険料の払込は保険金お支払後も継続します。

保険料：2,295 円／月▶

受取り保険金額

・30 万円× 12 か月× 20 年

合計 7,200 万円

長期補償プラン (日本電気健康保険組合以外用) に加入の場合 (2 口 20 万円)

就業障害発生時から免責期間の 545 日経過後から、60 才まで毎月お支払

※保険料の払込は保険金お支払後も継続します。

保険料：1,560 円／月▶

受取り保険金額

・20 万円× 12 か月× 20 年

合計 4,800 万円

上乗せ補償プランに加入の場合 (6 口 15 万円)

就業障害発生時から免責期間の 180 日 (約半年) 経過後 4 年 6 ヶ月、年 2 回または毎月お支払 (お支払回数を選択できます。)

※保険料の払込は保険金お支払後も継続します。

保険料：744 円／月▶

受取り保険金額

・15 万円× 12 か月× 4 年 6 ヶ月

合計 810 万円



NECgolfer保険

ゴルフプレー中のさまざまなリスクを補償

NECグループ
団体割引等適用

傷害部分
約46%

こんなときにお役に立ちます

golfer賠償責任補償

ゴルフプレー中に他人にケガをさせたり、他人の物を損壊させて損害を与え法律上の賠償責任を負ったとき



国内・国外
補償

ゴルフ用品補償

ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフクラブを破損したりゴルフ用品が盗まれたとき



国内・国外
補償

golfer傷害補償

ゴルフ場やゴルフ練習場で自分がケガをしたとき



国内・国外
補償

ホールインワン・アルバトロス費用補償

ラウンド中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し祝賀費用等がかかったとき



国内のみ
補償

注意事項

- ・複数の保険（安心丸のホールインワン・アルバトロス費用補償特約を含む）にご加入いただいても、お支払額はそこの最も高い保険金額が限度となります。
- ・原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はP47～50をご参照ください。
 - ①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
 - ②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

保険金額と保険料

セット名	月払保険料	保険金額					
		ホールインワン・ アルバトロス 費用 （※1）	golfer賠償 責任	ゴルフ用品	golfer傷害		
					死亡・後遺障害（※2）	入院1日あたり	通院1日あたり
GS	1,250円	100万円	2億円	60万円	1,000万円	15,000円	10,000円
GA	860円	60万円	2億円	40万円	1,000万円	15,000円	10,000円
GB	580円	30万円	2億円	28万円	1,000万円	15,000円	10,000円
GC	340円	—	2億円	26万円	1,000万円	15,000円	10,000円

●golfer傷害入院保険金の支払対象期間中に手術を受けられた場合、1回の手術について、次の額を傷害手術保険金としてお支払いします。

入院中に受けた手術の場合:150,000円 入院中以外の手術の場合:75,000円

（※1）保険期間中、何回達成されてもお支払いします。

（※2）傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

万一事故にあわれたら

保険金請求手続きについて

安心丸

保険金請求はWebで簡単・スピーディーに！



保険金請求 に必要な書類やタイミングは？

- ✓ 診断書は必要？
- ✓ 治療の途中でも保険金請求できるの？
- ✓ 請求の手順は？

必要な書類

〈ケガ〉
不要

〈病気〉
診療明細書

※保険金のご請求額が30万円を超える場合

診断書

診断書

〈携行品〉

修理見積書

写真

請求内容によって、必要書類は変わります。
なお、診断書の取付費用はお客様のご負担となります。

請求する タイミングはいつ？

治療が終わったら
なるべくお早めに申請を！

ケガや病気の場合は、治療が終わったらなるべくお早めに申請ください。
もちろん治療中でもご請求いただけます。
（※ Webでの請求は治療終了後となります。）
携行品のご請求の場合は修理する前の写真や修理見積書が必要となりますのでご注意ください。

保険金請求の流れ

※Web申請が利用できる請求項目はケガ・病気・携行品のみです。それ以外のご請求についてはお手数ですが、お電話にてご連絡ください。



お電話での保険金請求の場合は、下記までご連絡ください。

NECビジネスインテリジェンス
0120-346069 (フリーダイヤル)

受付時間 平日 9:00～17:00

ご加入にあたっての注意事項(健康状況告知)

健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)・団体長期障害所得補償保険>

以下の注意点をとお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。

(*) 保険金額および支払基礎所得額の増額、支払限度日数の延長、免責期間の短縮、てん補期間の延長等、疾病に関する補償を拡大することを行います。

1.健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身(WEBでお申込みいただく場合はお申込人)が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約[親介護]	・基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理してご回答(ご記入・ご署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

2.正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3.書面によるご回答のお願い

・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4.健康に関する告知が必要な方

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

・「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。

・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○:あり、×:なし)		回答が必要な質問事項 (○:回答要、×:回答不要)		
疾病補償	本人介護補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	○	○
○	×	○	○	×
×	○	×	×	○
×	×	健康に関する告知は不要です		

・「親介護補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途「親介護一時金専用」の告知をいただく必要があります。

・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約
	疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約
	先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約
	抗がん剤治療特約
本人介護補償	介護一時金支払特約[本人介護]
親介護補償	親介護一時金支払特約[親介護]

<団体長期障害所得補償保険>

・「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。

・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

5.現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6.保険期間の開始前の発病等のお取扱い

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*) より前に発病した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(*) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*) より前に発病したがん(悪性新生物) ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
抗がん剤治療特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*) より前に発病したがん(悪性新生物) ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約[本人介護]	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*) より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約[親介護]	

(*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入セットを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入セットのご加入時」をいいます。

(*)2 その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

ご加入にあたっての注意事項(健康状況告知)

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(*)2 治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

7.その他ご留意いただく点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。

・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

(*)3 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。

(*)4 発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(*)5 転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣(最初にかんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。

<団体長期障害所得補償保険>

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日^(*)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき^(*)は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(*)については、

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。 あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	<告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。 加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	<告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
抗がん剤治療特約	
介護一時金支払特約[本人介護]	
親介護一時金支払特約[親介護]	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除し、訂正署名をしたうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

☆【訂正欄】※健康状況告知書質問事項回答欄

疾病	特定疾病対象外欄	本人介護
質問1	質問2	質問3
はい	はい	はい
いいえ	いいえ	いいえ
○	○	○

お引受けできません

500 疾病コード 507 疾病・症状名(カタカナ)

R0 ヨウシケツショウ

三住 太郎 三住 太郎

☆告知者ご署名欄

告知日 令和R 〇年 〇月 〇日

(自署) 三住 太郎

<団体長期障害所得補償保険>

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(*)については、保険金をお支払いしません。

(*) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

・ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。

なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入をご継続いただくことができません。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

・各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。

ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



☆健康状況告知書質問事項回答欄

質問1	質問2	特定疾病対象外欄
はい	はい	はい
いいえ	いいえ	いいえ
○	○	○

お引受けできません

400 疾病コード 507 疾病・症状名(カタカナ)

R0 ヨウシケツショウ

三住 太郎 三住 太郎

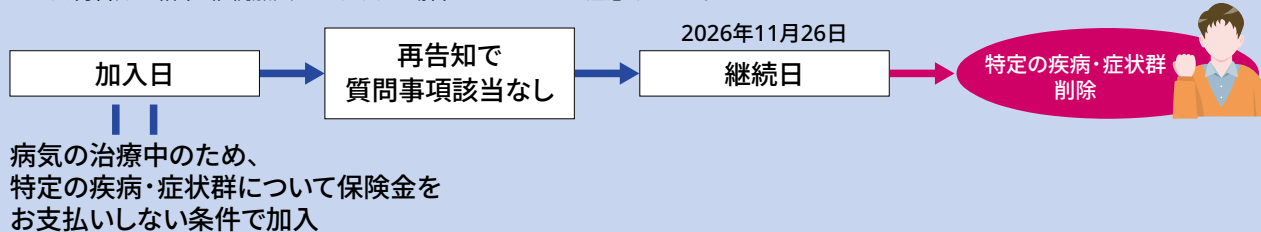
☆告知者ご署名欄

告知日 令和R 〇年 〇月 〇日

(自署) 三住 太郎

あらためて告知(再告知)をされる方へ

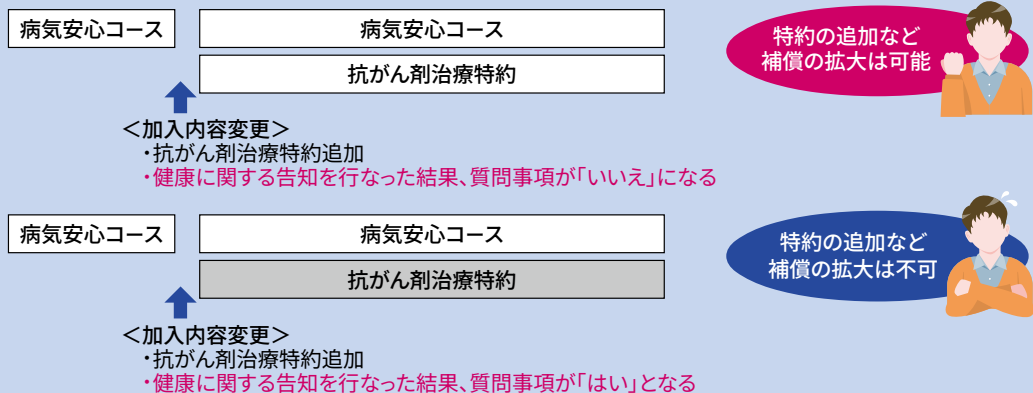
- 現在、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入となっている方は、改めて健康に関する告知を行うこと(以下「再告知」といいます。)をご検討ください。継続加入時に、再告知を行った結果に応じた条件で継続契約をお引受けすることができます。したがって、特定の疾病・症状群についてお支払対象外の条件で加入している方は、継続時にあらためて健康に関する告知書を取り付けた結果、特定疾病・症状群を削除して継続することができる場合があります。ただし、再告知の結果、継続加入できなくなる場合がありますことにご注意ください。



保険金額の増額等に伴い告知をされる方へ

- 保険金額の増額、特約追加等を希望される方は、改めて健康に関する告知を行う必要があります。

<例>現在、病気安心コースに加入している方が、抗がん剤治療特約を追加するケース



お客さまからよくいただく質問事項を記載しました。

Q1 風邪は告知する必要がありますか？	A1 病院で診察を受けた場合でも、入院・手術・再検査等をすすめられていない場合は「いいえ」と回答します。現在入院していたり、入院・手術・再検査等をすすめられているものについては、告知いただく必要があります。
Q2 発病日の考え方を教えてください。	A2 当該疾病の初診日(前医があれば前医の初診日)を発病日とします。ただし、人間ドックや定期健康診断での異常指摘が発端の場合は、その健診診断等の受診日が発病日となります。
Q3 10年前に「大腸がん」で治療を受けましたが、その2年後に終診しています。告知をする必要はありますか？	A3 告知いただく必要はありません。ただし、治療は受けていなくても、定期的に経過観察の指示を受けている場合はこの質問に該当します。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)、団体長期障害所得補償保険 健康状況告知書質問事項

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。
- 「安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))」「NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)」にお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、被保険者(補償の対象者)ご自身がお答えください。^(*)
(*)告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。(安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))の場合)
- 「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申し込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。

<安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))>
「疾病補償」に新たにお申し込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「疾病補償」のセットが含まれている場合は、下記の質問1,2につきご回答ください。
<NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)>
「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申し込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問1,2につきご回答ください。

質問1,2の回答のいずれかが「はい」の場合:お引受けできません。

質問1,2の回答のいずれも「いいえ」の場合:お引受けします。

質問1	<p>*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。</p> <p>次のいずれかに該当しますか(ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等[*]は除きます)。</p> <p>①告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等[*]をすすめられている。</p> <p>②告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。</p> <p>*再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。</p>
質問2	<p>*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。</p> <p>告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査[*]・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。</p> <p>①「がん」、「上皮内がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」 ③「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」</p> <p>*検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。</p>

「本人介護補償」に新たにお申し込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「本人介護補償」が含まれている場合は、下記の質問3につきご回答ください。

質問3の回答が「はい」の場合:「本人介護補償」はお引受けできません。

質問3の回答が「いいえ」の場合:「本人介護補償」をお引受けします。

*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。

質問3	<p>*「本人介護補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「疾病補償」「団体長期障害所得補償保険」にお申込みの方は質問1,2にもご回答ください。</p> <p>次のいずれかに該当しますか。</p> <p>①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。</p> <p>②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。</p> <p>③告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、P27の「疾病・症状一覧(介護)」記載の病気や症状と診断されたことがある。</p>
------------	--

- 下表に記載がある傷害や疾病については告知不要です。

告知対象外となる傷害・疾病一覧	<p>●ケガ[*] ●正常分娩</p> <p>*以下については、疾病として告知対象となります。</p> <p>脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷</p>
-----------------	---

<ご注意> 「病気安心コース」「がん倍額コース」「女性特定疾病倍額コース」「NEC長期休業サポート」にご加入または保険金額の増額の場合および「抗がん剤治療特約」「介護一時金支払特約」「疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約(病気安心コース、がん倍額コース用)」を新たにセットする場合、健康に関する告知が必要です。

団体総合生活補償保険(MS&AD型) 健康状況告知書質問事項

親介護一時金専用 この健康状況告知書質問事項は、「親介護一時金支払特約」の特約被保険者専用の質問書です。

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。
- 「親介護補償」にお申し込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、介護を受ける方^(*)1)(特約被保険者)に現時点の健康状況をご確認のうえご回答ください。^(*)2) また、ご確認方法を選択してください。
(*)1 基本部分の被保険者の親御様(姻族を含みます。)をいいます。
(*)2 「親介護一時金支払特約」にご加入の場合は、基本部分の被保険者ご本人が介護を受ける方^(*)1)を代理して、ご回答いただきます。なお、告知時における基本部分の被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
- 下記質問の回答が「はい」の場合、お引受けできません。ご了承ください。
*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。

質問	次のいずれかに該当しますか。 ①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。 ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。 ③告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、下記の「疾病・症状一覧(介護)」記載の病気や症状と診断されたことがある。
確認方法	特約被保険者となる方(親御様)へのご確認方法を以下からご選択ください。 (複数に該当する場合は、最も番号の若い(小さい)確認方法に○印をしてください。) (選択肢) ①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④電子メール等、②③以外の通信手段

疾病・症状一覧(介護)

脳血管系の病気等	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓、脳軟化)等) ●脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性虚血性神経障害(RIND)等) ●眼底出血(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等をいい、外傷性を除きます) ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形
心臓系の病気等	●虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、冠不全等) ●不整脈(心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます) ●心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等) ●心内膜炎 ●心肥大(心室肥大等) ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系の病気等	●肺塞栓症(肺梗塞等) ●慢性閉塞性肺疾患(COPD)(肺気腫、慢性気管支炎) ●塵肺(珪肺症、アスベスト肺症等) ●肺線維症 ●気管支喘息(終診した小児喘息を除きます)
腎臓系の病気等	●慢性腎炎(増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキャリア(感染者)を含みます。
筋・骨格系の病気等	●後遺症の残る骨折(上肢の骨折を除きます) ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます) ●脳腫瘍
その他	●糖尿病(インシュリン等の注射剤を投与している場合に限ります) ●頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限ります) ●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●精神障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害 ^(注) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(https://www.nanbyou.or.jp)等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください) (注)具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。

【重要事項のご説明】
＜安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))、NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)、NECゴルファー保険(団体総合生活補償保険)＞

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書(協定書)」(以下協定書といいます)(NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)のみ)等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み
＜安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))＞

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 ー:被保険者の対象外)		
	本人 ^(※1)	配偶者	その他親族
本人型	○	ー	ー

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人 ^(※1) のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満0才以上満79才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	
介護一時金支払特約 <u>本人介護</u>	
先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約	
抗がん剤治療特約	
日常生活賠償特約	(a) 本人 ^(※1) (b) 本人 ^(※1) の配偶者 (c) 同居の親族(本人 ^(※1) またはその配偶者と同居の、本人 ^(※1) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人 ^(※1) またはその配偶者と別居の、本人 ^(※1) またはその配偶者の未婚の子) (e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(※2) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	本人 ^(※1) のみ
親介護一時金支払特約 <u>親介護</u>	本人 ^(※1) の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上84才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

(※1) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
(※2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

＜NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)＞
この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年令が満18才から満59才までの方
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄に記載の方

＜NECゴルファー保険(団体総合生活補償保険)＞
この保険は、被保険者(補償の対象者)が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
ゴルファー賠償責任保険特約	(a) 本人 ^(※1) (b) 本人 ^(※1) が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(※2) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ゴルファー傷害補償特約	本人 ^(※1) のみが被保険者となります。
ゴルフ用品補償特約	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	

(※1) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
(※2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

- (2) 補償内容
保険金をお支払いする場合は本冊子P35～52のとおりです。詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。
① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
本冊子P35～52をご参照ください。
② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
本冊子P35～52をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。
- (3) セットできる主な特約およびその概要
本冊子P35～52をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。
- (4) 保険期間
この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

- (5) 引受条件
＜安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))＞
お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本冊子P9～18の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。
・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おください。
・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
＜NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)＞
・ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。
お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、

本冊子P20および加入申込票等にてご確認ください。

- ・この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的保険制度(健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
- ・本冊子P20記載の通り年収の一定割合以内で設定してください。

＜NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)＞

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本冊子P21の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は次の項目によって決定されます。

＜安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))＞

保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年令・保険期間等

＜NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)＞

支払基礎所得額・年令・性別・免責期間・てん補期間等

＜NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)＞

保険金額・保険期間等

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄および本冊子P10～21にてご確認ください。

注意喚起情報のご説明

＜安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))、NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)、NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)＞

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書(NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)のみ)等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は日本電気株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申しいただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①他の保険契約等^(*)に関する情報
- (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、ゴルフ保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年令」(病気を補償する契約に限ります。)
- ③被保険者の健康に関する告知(病気を補償する契約に限ります。)
- ④被保険者の「性別」(抗がん剤治療特約をセットする契約、NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)に限ります。)

【健康に関する告知について】

- ＜安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))＞
- ・告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- ＜NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)＞
- ・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、

3. 保険料の払込方法について

本冊子P1をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。(NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)を除く。)

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

- ・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日^{(*)1}からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき^{(*)2}は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(*)2 治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(2) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。
- ＜安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))＞＜NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)＞
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、ゴルフ保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ＜NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)＞
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。)をいいます。

■保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷害 死亡 保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記 以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、お申込人のご住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)にご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

■NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。
(*) 保険契約: その被保険者に係る部分に限ります。

■安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))またはNECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (*) 保険契約: その被保険者に係る部分に限ります。なお、NECゴルフ保険については傷害補償特約と読み替えます。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険・団体長期障害所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主なご契約および特約＞

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償 (受託物賠償追加型) 特約 火災保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(MS&AD型) ホールインワン・アルパトロス 費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ゴルフ保険 ホールインワン・アルパトロス 費用補償特約
③	団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害 所得補償保険 所得補償保険
④	団体総合生活補償保険 ゴルフ保険賠償責任保険特約	自動車保険 日常生活賠償 (受託物賠償追加型) 特約 火災保険 日常生活賠償特約
⑤	団体総合生活補償保険 ゴルフ用品補償特約	団体総合生活補償保険 携行品損害補償特約
⑥	団体総合生活補償保険 ホールインワン・アルパトロス 費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ゴルフ保険 ホールインワン・アルパトロス 費用補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本冊子P1記載の方法により払込みください。

本冊子P1記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

本冊子P35～52をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および協定書に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

＜安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))＞＜NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)＞

- 次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

＜NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)＞

- 次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等を発生させた場合
 - ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、本冊子P1記載の方法により払込みください。本冊子P1記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。(NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)を除く。)

6. 失効について

＜安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))＞＜NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)＞

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未經過期間分の保険料を返還します。

＜NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)＞

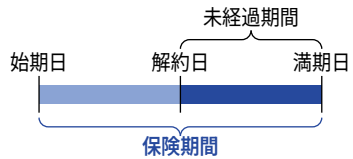
ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者が保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未經過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未經過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合はご加入を解除することがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

本冊子P32の＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

本冊子P32の〔個人情報の取扱いについて〕をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

＜安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))＞＜NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)＞

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))の場合、特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))の場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約をお申込みされる場合のご注意事項

＜安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))＞

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

＜NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)＞

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ②新たな契約の保険期間の開始時より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料^(*)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

(*) 保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者(募集人)に提供します。

- ①契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ②継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

●経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

＜安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))＞＜NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)＞

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

＜安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))・病気の補償＞
＜NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)＞

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

＜安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))・ケガの補償＞

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

＜上記以外の補償＞

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問合わせください。

＜NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)＞

・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。)

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

●安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))およびNECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)については、お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約については、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

特に以下の補償項目については「著しく保険金請求の頻度が高い」ことの目安を定めた上で、運営させていただきます。

○携行品損害補償特約(K1・K2):2年間で同種の携行品事故(保険金

支払いまたはその請求)が3回以上の場合

○傷害通院(各基本セット):2年間で事故(保険金支払いまたはその請求)が5回以上、かつ、通算100万円以上の場合

●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

●この保険は日本電気株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者のご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●自動継続の取扱いについて

前年にご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増率が適用されます。

●税法上の取扱い(2026年8月現在)

払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分および長期障害所得補償保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、安心丸「ケガ安心コース」、NECゴルフ保険の場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

●補償の重複

安心丸のオプション特約、NEC長期休業サポート、NECゴルフ保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険・団体長期障害所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

●WEB加入状況票が加入者証となります。反映後、内容をご確認ください。

必ず
お読み
ください

1 事故等が起こった場合の手続

- <保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- <保険金支払いの履行期>
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)
(※1) 保険金請求に必要な書類は、〈保険金のご請求時にご提出いただく書類〉をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
(※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
(※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- <保険金のご請求時にご提出いただく書類>
被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
【ご提出いただく書類】
以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
・引受保険会社所定の保険金請求書
・引受保険会社所定の同意書
・事故原因・損害状況に関する資料
・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、戸籍謄本 等)
・引受保険会社所定の診断書
・診療状況申告書
・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
・死亡診断書
・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
・休業・所得証明書【団体長期障害所得補償保険の場合】
・所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書 等)【団体長期障害所得補償保険の場合】
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
<示談交渉サービス> *安心丸「日常生活賠償特約」、NECゴルフ保険「ゴルフ賠償責任保険特約」
日本国内において発生した、日常生活賠償特約、ゴルフ賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
<示談交渉を行うことができない主な場合> *安心丸「日常生活賠償特約」、NECゴルフ保険「ゴルフ賠償責任保険特約」
次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。
○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約、ゴルフ賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- 安心丸「受託物賠償責任補償特約」では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」は行いませんが、賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
- <代理請求人について>
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**
(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(※)」または「上記②以外の3親等内の親族」
(※) 法律上の配偶者に限ります。
- 携行品損害保険金、受託物賠償責任保険金、ゴルフ用品保険金の対象となる盗難事故が発生した場合、必ず警察に届け出てください。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数(団体長期障害所得補償保険の場合は就業障害である期間)の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

2 保険金請求手続きのアドバイスと連絡先

<p>連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ●すみやかに事故の連絡をしてください ●NECビジネスインテリジェンスの専門スタッフが対応します <p>NECビジネスインテリジェンス 保険金請求担当 フリーダイヤル 0120-346069 (無料)</p> <p>三井住友海上事故受付センター フリーダイヤル 0120-258-189 (無料) 事故はいち早く</p>	<p>保険金請求WEB</p> <p>WEBからも事故のご連絡・ご請求ができます。24時間365日ご利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事故の連絡から保険金請求まで完結できます。※利用条件あり ●必要書類を写真やPDFなどでアップロードします。 診断書(ケガ・病気)や見積書・写真(携行品)など請求内容によって必要書類は変わります。 <p>下記URLもしくは右記の二次元コードからお手続きください。</p> <p>https://www.nec-businessintelligence.co.jp/ins/asjiko/</p> <p>対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。</p> 
---	--

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。
お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、本冊子裏表紙記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることを本冊子・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
保険金額(ご契約金額)
保険期間(保険のご契約期間)
保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。
内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆「NEC長期休業サポート[団体長期障害所得補償保険]をお申込みの場合のみ」ご確認ください。
支払基礎所得額(ご契約金額)は、以下となるような口数でお申込みされていますか?

- 1 長期補償プラン、長期補償プラン(日本電気健康保険組合以外用): 年収÷12か月の60%以内
- 2 上乗せ補償プラン: 年収÷12か月の30%以内

◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか?

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

※印を付した用語については、P51～52の「※印の用語のご説明」をご覧ください。
(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 ☆傷害手術保険金支払倍率変更特約セット	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 20 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害通院保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位*を固定するためにギブス等*を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定(*)であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギブス等の装着により固定していることが確認できる場合に限りです。 (*) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りです。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(P35の傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じです。)
	傷害長期入院時保険金 ★傷害長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	「傷害入院」の状態が90日以上となった場合	傷害長期入院時保険金額の全額 (注) 1回の事故に基づく傷害入院の日数(*)が、事故の発生の日からその日を含めて90日の整数倍となるごとにお支払いします。 (*) 傷害入院保険金の支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の日は含みません。	
疾病保険金	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	保険期間の開始後(*)に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*) 病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(*)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常(*)の場合は、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(*) (加入申込票兼健康状況告知書等に記載されます。)
	疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*) 病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①疾病入院保険金が支払われるか否かにかかわらず、入院*中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額 × 20 ②①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 10 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(注) 保険期間の開始時(*)より前に発病*した病気(*)については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入セットに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日(*)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたものの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。) ＜支払対象外となる精神障害の例＞ アルコール依存、薬物依存 など

(次ページに続きます。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療・拡大 治験・患者申出 療養費用保険金 ★先進医療・拡大 治験・患者申出 療養費用保険 金補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット	ケガ [※] または病気 [※] の治療 [※] のため、 保険期間中に日本国内において先進 医療 ^(※1) 、拡大治験 ^(※2) または患者 申出療養 ^(※3) を受けた場合で、被保 険者が先進医療、拡大治験または患 者申出療養に伴う費用を負担され たとき。 (注) 先進医療 ^(※1) 、拡大治験 ^(※2) また は患者申出療養 ^(※3) の対象となる 医療技術、医療機関および適 応症等は、一般の保険診療へ の導入や承認取消等の事由に よって、変動します。治療を受け た日現在において、先進医療、 拡大治験または患者申出療養 に該当しない場合、お支払いの 対象外となります。 (※1)「先進医療」とは、治療を受け た日現在において、厚生労働 省告示に基づき定められてい る評価療養のうち、別に厚生 労働大臣が定めるもの(先進 医療ごとに別に厚生労働大臣 が定める施設基準に適合する 病院または診療所において行 われるものに限ります。)をい います。 (※2)「拡大治験」とは医薬品、医療 機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号)第 2条第17項に規定する治験に 係る診療のうち、人道的見地 から実施される治験 ^(※4) をい います。 (※3)「患者申出療養」とは厚生労働 省告示に基づき定められてい る患者申出療養をいいます。 ただし、その療養を適切に実 施できるものとして厚生労働 大臣に個別に認められた病院 または診療所において行われ るものに限ります。 (※4)「人道的見地から実施される 治験」とは医薬品の臨床試 験の実施の基準に関する省令 (平成9年厚生省令第28号) 第2条第29項、医療機器の臨 床試験の実施の基準に関する 省令(平成17年厚生労働省令 第36号)第2条第29項または 再生医療等製品の臨床試験の 実施の基準に関する省令(平 成26年厚生労働省令第89号) 第2条第29項に規定する拡大 治験をいいます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者 にお支払いします。 ア.先進医療、拡大治験または患者申出療養 に要する費用 ^(※1) イ.先進医療、拡大治験または患者申出療養 を受けるための病院等との間の交通費(転 院、退院のための交通費を含みます。) ウ.先進医療、拡大治験または患者申出療養 を受けるための宿泊費(1泊につき1万円 限度) (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金な どがある場合は、被保険者が負担され た費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通 じ、先進医療・拡大治験・患者申出療養 費用保険金額が限度となります。 (注3)【継続加入において、継続前後でご契約 のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療、拡大治験または患者申出 療養に伴う費用を補償する加入セッ トに継続加入の場合で、ケガ [※] の原因と なった事故発生の時または病気 [※] (※2) を発病 [※] した時がこの保険契約の保険 期間の開始時より前であるときは、先 進医療、拡大治験または患者申出療養 費用保険金のお支払額は次の①または ②の金額のうち、いずれか低い額と なります。 ① ケガの原因となった事故発生の時ま たは病気を発病した時の保険契約 のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出し た金額 ただし、ケガの原因となった事故発 生の時または病気 ^(※2) を発病した時 が、そのケガまたは病気によって先 進医療、拡大治験または患者申出療 養を開始した日からご加入の継続す る期間を遡及して1年以前であるこ ときは、②により算出した額をお支払 いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保 険種類の特約や引受保険会社以外の 保険契約を含みます。)が他にある場 合、補償の重複が発生することがありま す。補償内容の差異や保険金額、加入 の要否をご確認いただいたうえでご加 入ください。 (※1) 先進医療、拡大治験または患者申出療 養を受けた場合の費用のうち、保険外 併用療養費およびこれに伴う一部負担 金以外の費用をいいます。ただし、保険 外併用療養費には、保険外併用療養費 に相当する家族療養費を含みます。な お、保険外併用療養費とは、公的医療 保険制度から給付される部分をいい、 一部負担金とは公的医療保険制度と同 様の本人負担金をいいます。 (※2) 先進医療、拡大治験または患者申出療 養の原因となった病気と医学上因果関 係がある病気 [※] を含みます。	●保険契約者、被保険者または保険金を受 け取るべき方の故意または重大な過失に よるケガ [※] や病気 [※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によ るケガや病気 ●自動車等 [※] の無資格運転、飲酒運転 [※] また は麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気 [※] または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケ ガの治療 [※] 以外の外科的手術その他の 医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動によるケガ(テ ロ行為によるケガは、条件付戦争危険等 免責に関する一部修正特約により、保険 金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因と する津波によるケガ(B,C,Dセットには天 災危険補償特約がセットされているた め、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症 候群 [※] 、腰痛その他の症状を訴えている場 合に、それを裏付けるに足りる医学的他 覚所見のないもの [※] ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っ ている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事 中のケガ ●乗用具 [※] を用いて競技等 [※] をしている間のケガ ●精神障害 ^(※1) およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による病気(テ ロ行為による病気は、条件付戦争危険等 免責に関する一部修正特約により、保険 金の支払対象となります。) ^(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による 病気 ^(※2) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療 を目的として医師 [※] が麻薬等を用いた場合 は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩ま たは産褥(じょく)期の異常 ^(※3) の場合は、 保険金をお支払いします。) ●健康に関する告知のご回答等により補 償対象とならない病気 ^(※4) (加入者証等 に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時 ^(※5) より前に被った ケガまたは発病 [※] した病気 ^(※4) につい ては保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療 ^(※6) 、拡大治験 ^(※7) ま たは患者申出療養 ^(※8) に伴う費用を補 償する加入セッに継続加入された場 合で、ケガの原因となった事故発生の 時または病気を発病した時が、そのケ ガまたは病気による先進医療、拡大治 験または患者申出療養を開始された 日からご加入の継続する期間を遡及 して1年以前であるときは、保険金を お支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日 総務庁告示第75号に定められた分 類項目中の分類コードF00からF09 またはF20からF99に規定されたも の以外とし、分類項目の内容につい ては、厚生労働省大臣官房統計情報 部編「疾病、傷害および死因統計分 類提要 ICD－10(2003年版)準拠」 によります。(特定精神障害補償特約 (自動的にセットされます。))のセッ 後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2) これにより発生した保険金支払事由 に該当した被保険者の数の増加がこ の保険の計算の基礎に及ぼす影響 が少ないと引受保険会社が認めた場 合は、保険金の全額または一部をお 支払いすることがあります。 (次ページに続きます。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療・拡大 治験・患者申出 療養費用保険金 ★先進医療・拡大 治験・患者申出 療養費用保険 金補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット			(前ページからの続きです。) (※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょ く)期の異常」とは、平成6年10月12 日総務庁告示第75号に定められた 分類項目中の分類コードO00から O79まで、O81からO99までに規定 されたものとし、分類項目の内容に ついては厚生労働省大臣官房統計 情報部編「疾病、傷害および死因統 計分類提要 ICD－10(2003年版)準 拠」によります。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病 気 [※] を含みます。 (※5) 先進医療、拡大治験または患者申出 療養に伴う費用を補償する加入セッ トに継続加入された場合は、継続加 入してきた最初のご契約の保険期間 の開始時をいいます。 (※6)「先進医療」とは、治療を受けた日現 在において、厚生労働省告示に基づ き定められている評価療養のうち、別 に厚生労働大臣が定めるもの(先進 医療ごとに別に厚生労働大臣が定め る施設基準に適合する病院または診 療所において行われるものに限りま す。)をいいます。 (※7)「拡大治験」とは医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性の確保等 に関する法律(昭和35年法律第145 号)第2条第17項に規定する治験に 係る診療のうち、人道的見地から実 施される治験 ^(※9) をいいます。 (※8)「患者申出療養」とは厚生労働省告示 に基づき定められている患者申出療 養をいいます。ただし、その療養を適切 に実施できるものとして厚生労働大臣 に個別に認められた病院または診療 所において行われるものに限ります。 (※9)「人道的見地から実施される治験」と は医薬品の臨床試験の実施の基準に 関する省令(平成9年厚生省令第28 号)第2条第29項、医療機器の臨床試 験の実施の基準に関する省令(平成 17年厚生労働省令第36号)第2条第 29項または再生医療等製品の臨床試 験の実施の基準に関する省令(平成 26年厚生労働省令第89号)第2条第 29項に規定する拡大治験をいいます。
介護一時金 [本人介護] ★介護一時金 支払特約 ☆要介護3以上 から要介護2 以上への補 償範囲拡大 に関する特約 (介護一時 金支払特約 用)セット	保険期間中に、被保険者 ^(*) が要介 護状態(要介護2以上の状態) [※] とな り、180日を超えて継続した場合 (※)この特約の被保険者として加入 申込票兼健康状況告知書等に 記載された方をいいます。	介護一時金額の全額 (注1) 介護一時金をお支払いした場合、この 特約は失効します。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約 のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に 補償する加入セッに継続加入の場合 で、要介護状態の原因となった事由が 発生した時がこの保険契約の保険期 間の開始時より前であるときは、保険 金のお支払額は次の①または②の金 額のうち、いずれか低い金額となりま す。 ① 要介護状態の原因となった事由が 発生した時の保険契約のお支払条 件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出 した金額 ただし、要介護状態の原因となった事 由が発生した時が、その要介護状態の 要介護状態開始日からご加入の継続 する期間を遡及して1年以前であるこ ときは、②により算出した金額をお支払 いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受 け取るべき方の故意または重大な過 失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によ る要介護状態 ●自動車等 [※] の無資格運転、飲酒運転 [※] 中 または麻薬等を使用しての運転中の事 故による要介護状態 ●麻薬等の使用による要介護状態(ただし、 治療 [※] を目的として医師 [※] が麻薬等を用 いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱 用による要介護状態(ただし、治療を目的 として医師が薬物を用いた場合は、保険 金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による要介 護状態(テロ行為による要介護状態は、条件 付戦争危険等免責に関する一部修正特 約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因と する津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による 要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症 候群 [※] 、腰痛その他の症状を訴えている場 合に、それを裏付けるに足りる医学的他 覚所見のないもの [※] ●健康に関する告知のご回答等により補償 対象とならない病気(加入申込票兼健康 状況告知書等に記載されます。その病気 と医学上因果関係がある病気 [※] を含みま す。)による要介護状態 など (次ページに続きます。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
介護一時金 【本人介護】 ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット			(前ページからの続きです。) (注) 保険期間の開始時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由 ^(※2) が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 ^(※2) が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (※1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※2) 公的介護保険制度 [※] を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。
親介護一時金 【親介護】 ★親介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット	保険期間中に、特約被保険者 ^(※) が要介護状態(要介護2以上の状態) [※] となり、180日を超えて継続した場合(注) 特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細はP33の＜代理請求人について＞をご覧ください。 (※) 普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入申込票兼健康状況告知書等に記載された方をいいます。	親介護一時金額の全額 (注1) 親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。 (注2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償する加入セットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① 要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	● 保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ● 自動車等 [※] の無資格運転、飲酒運転 [※] 中または麻薬等を使用している運転中の事故による要介護状態 ● 麻薬等の使用による要介護状態(ただし、治療 [※] を目的として医師 [※] が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [※] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [※] など (注) 保険期間の開始時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由 ^(※2) が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 ^(※2) が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (※1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※2) 公的介護保険制度 [※] を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。
日常生活賠償 保険金 ★日常生活賠償特約	① 保険期間中の次のア.またはイ.の偶然的事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ② 日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然的事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等 ^(※1) を運行不能 ^(※2) にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア. 本人の居住の用に供される住宅 ^(※3) の所有、使用または管理に起因する偶然的事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然的事故	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額 [※] (0円)	● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族 [※] に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 など (次ページに続きます。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償 保険金 ★日常生活賠償特約	(前ページからの続きです。) (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者 [※] 、同居の親族および別居の未婚 [※] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りません。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者や別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3) 敷地内の動産および不動産を含みます。	(前ページからの続きです。) (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	(前ページからの続きです。) ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等 [※] の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
携行品 損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット ☆携行品損害補償特約の保険の対象に関する特約セット	保険期間中の偶然的事故(盗難・破損・火災など)により、携行品 ^(※1) に損害が発生した場合 (※1) 「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品 ^(※2) をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (※2) 「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	損害の額 - 免責金額 [※] (1回の事故につき3,000円) (注1) 損害の額は、再調達価額 [※] によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額 [※] によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ● 被保険者と同居する親族 [※] の故意による損害 ● 自動車等 [※] の無資格運転、飲酒運転 [※] または麻薬等を使用している運転中の事故による損害 ● 公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害 ● 携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ● 携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ● 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害(ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。) ● 携行品である液体の流出による損害(ただし、その結果として他の携行品に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ● 携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ● 戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の法定代理人を含みます。)の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ● 別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合						
キャンセル費用保険金 ★キャンセル費用補償特約	<p>被保険者、被保険者の配偶者*または被保険者の1親等内の親族の死亡、ケガ*または病気*による入院*によって、被保険者が特定のサービス(*)を受けられなくなり、ホテルの違約金などのキャンセル費用*を負担された場合</p> <p>(*)「特定のサービス」とは、業として有償で提供されるサービスで、次のア〜カのいずれかに該当するものをいいます。ただし、キャンセル事由が死亡の場合は、死亡の日からその日を含めて31日以内(ただし、被保険者の死亡の場合にはこの限りではありません。)、入院の場合は入院を開始した日からその日を含めて31日以内に提供されるサービスに限りま</p> <p>ア. 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス</p> <p>イ. 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれにセットするサービス</p> <p>ウ. 航空機、船舶、自動車、鉄道等による旅客の輸送</p> <p>エ. 宴会、パーティ用施設の提供およびそれにセットするサービス</p> <p>オ. 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供</p> <p>カ. 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行</p>	<div>被保険者または被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用*の額</div> <div>-</div> <div>免責金額*(1回の事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のうち、いずれか高い額)</div> <p>(注1) 第三者から支払われた損害賠償金等の回収金がある場合には、その額を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>(注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、キャンセル費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none">●提供日を変更して、サービスの提供を受けることができる場合●予約日・提供日が確認できない場合●サービスが職務遂行に係るものである場合●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害●被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為または麻薬等の使用による損害●被保険者の自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害●妊娠、出産、早産または流産による入院*●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害●原因がいかなくとも、被保険者が頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* <p>など</p> <p>(注) 被保険者、被保険者の配偶者*または被保険者の1親等内の親族の、死亡または入院の直接の原因となったケガ*または病気*が保険期間の開始時より前または保険料領収前に発生していたためキャンセル費用*を負担された場合は、保険金をお支払いしません。なお、病気の発病*の認定は、医師*の診断によります。</p>						
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	<p>日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>①次表に掲げるホールインワンまたはアルバトロス</p> <table><tr><th>区分</th><th>目撃者</th></tr><tr><td>公式競技以外の場合</td><td>次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)</td></tr><tr><td>公式競技の場合</td><td>次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ等。具体的には下枠記載の方をいいます。)</td></tr></table> <div>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、フン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など</div> <p>(次ページに記載します。)</p>	区分	目撃者	公式競技以外の場合	次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)	公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ等。具体的には下枠記載の方をいいます。)	<div>次の費用のうち実際に支出した額</div> <p>ア. 贈呈用記念品購入費用(*1)</p> <p>イ. 祝賀会に要する費用</p> <p>ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用</p> <p>エ. 同伴キャディ*に対する祝儀</p> <p>オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。)</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>(注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p> <p>(※1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。</p> <p>(※2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none">●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス*●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス●ゴルフ場の使用人(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス <p>など</p> <p>(※)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含まず。</p>
区分	目撃者								
公式競技以外の場合	次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)								
公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ等。具体的には下枠記載の方をいいます。)								

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合						
ホールインワン・ アルバトロス 費用保険金 ★ホールインワン・ アルバトロス費用 補償特約 (団体総合生活 補償保険用)	<div>(前ページからの続きです。)</div> <div><div>(注1) 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</div><div>(注2) 前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態のみを目視した場合は、「目撃」には該当しません。</div></div> <div>②達成証明資料^(※1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書^(※2)により証明できるものに限ります。 (注) この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</div> <div>(※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (※2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。</div> <table><tr><th>区分</th><th>署名または記名・押印が必要な方</th></tr><tr><td>公式競技以外の 場合</td><td>ア．同伴競技者 イ．同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） ウ．ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</td></tr><tr><td>公式競技の 場合</td><td>ア．同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） イ．ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</td></tr></table>	区分	署名または記名・押印が必要な方	公式競技以外の 場合	ア．同伴競技者 イ．同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） ウ．ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者	公式競技の 場合	ア．同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） イ．ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者		
区分	署名または記名・押印が必要な方								
公式競技以外の 場合	ア．同伴競技者 イ．同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） ウ．ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者								
公式競技の 場合	ア．同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） イ．ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者								

- (☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)、疾病長期入院時保険金
- 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
- 病気[※]を補償する加入セット^(※1)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(※2)の原因となった病気^(※3)を発病[※]した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
- ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
- ②この保険契約のお支払条件で算出した金額
- ただし、病気^(※3)を発病した時が、その病気による疾病入院^(※2)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
- (※1) 疾病長期入院時保険金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
- (※2) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術」、「放射線治療」と読み替えます。
- (※3) 疾病入院^(※2)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。

補償対象外となる運動等 / 補償対象外となる職業 / 補償対象外となる主な「携行品」	
<p>●補償対象外となる運動等</p> <p>山岳登はん^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗</p> <p>その他これらに類する危険な運動</p> <p>(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。</p> <p>(※2) グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(※3) 職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>(※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p> <p>●補償対象外となる職業</p> <p>オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士</p> <p>その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p>	<p>●補償対象外となる主な「携行品」</p> <p>船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機(ドローン)・ラジコン模型およびこれらの付属品、コンタクトレンズ、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・稿本(本などの原稿)・設計書・図案・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ</p> <p>など</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明						
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [※] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。						
天災危険補償特約(A,B,C,Dセット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ [※] のときも、傷害保険金をお支払いします。 <table><tr><th colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</th></tr><tr><td>・傷害長期入院時保険金</td><td>・先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金</td></tr><tr><td colspan="2">(いずれも天災危険補償特約がセットされているコースにご加入の場合に限りします。)</td></tr></table>	同様の取扱いとなる保険金		・傷害長期入院時保険金	・先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金	(いずれも天災危険補償特約がセットされているコースにご加入の場合に限りします。)	
同様の取扱いとなる保険金							
・傷害長期入院時保険金	・先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金						
(いずれも天災危険補償特約がセットされているコースにご加入の場合に限りします。)							
がん2倍支払特約(Cセット)	被保険者の病気 [※] が特約記載のがん [※] であるとき、その治療 [※] を目的とする入院 [※] および通院 [※] の期間ならびに手術 [※] および放射線治療 [※] に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。 <table><tr><th colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</th></tr><tr><td>・疾病長期入院時保険金</td><td>(がん2倍支払特約がセットされているコースにご加入の場合に限りします。)</td></tr></table>	同様の取扱いとなる保険金		・疾病長期入院時保険金	(がん2倍支払特約がセットされているコースにご加入の場合に限りします。)		
同様の取扱いとなる保険金							
・疾病長期入院時保険金	(がん2倍支払特約がセットされているコースにご加入の場合に限りします。)						
疾病手術保険金等支払倍率変更特約(B,C,Dセット)	疾病手術保険金について、入院 [※] 中に受けた手術 [※] の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×20、入院中以外に受けた手術の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×10、疾病放射線治療保険金については、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。						
傷害手術保険金支払倍率変更特約(A,B,C,Dセット)	傷害手術保険金について、お支払額を次のとおり変更します。 <p>① 入院[※]中に受けた手術[※]の場合</p> <p>傷害入院保険金日額×20</p> <p>② ①以外の手術の場合</p> <p>傷害入院保険金日額×10</p>						
熱中症危険補償特約(A,B,C,Dセット)	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害保険金をお支払いします。						
女性特定疾病2倍支払特約(Dセット)	被保険者の病気 [※] が特約記載の女性特定疾病 [※] であるとき、その治療 [※] を目的とする入院 [※] および通院 [※] の期間ならびに手術 [※] および放射線治療 [※] に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。 <table><tr><th colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</th></tr><tr><td>・疾病長期入院時保険金</td><td></td></tr></table>	同様の取扱いとなる保険金		・疾病長期入院時保険金			
同様の取扱いとなる保険金							
・疾病長期入院時保険金							

NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)

※印を付した用語については、P51～52の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書(協定書)(以下「協定書」といいます)の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書をご参照ください。

(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容			
〈ご注意〉			
被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の可否をご判断のうえ、加入してください。(※) 複数あるご契約のうち、これらの補償1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。			
1. 被保険者(補償の対象となる方)が身体障害 [※] を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害 [※] が開始した場合に限り、てん補期間 [※] 中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額 [※] を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。			
2. 被保険者は協定書に規定された方となります。			
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。			
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金	身体障害 [※] により、就業障害 [※] となった場合 *免責期間: ①長期補償プラン…日本電気健康保険組合の傷病手当金・延長傷病手当付加金の給付期間(加入者ごとに変わります) ②長期補償プラン(日本電気健康保険組合以外用)…545日 ③上乗せ補償プラン…180日	てん補期間 [※] 中の就業障害 [※] である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 支払基礎所得額 [※] ×[所得喪失率 [※] ×約定給付率 [※] (100%)] ①支払基礎所得額 ①長期補償プラン…年収÷12か月の60%以内で加入時に設定した金額 ②長期補償プラン(日本電気健康保険組合以外用)…年収÷12か月の60%以内で加入時に設定した金額 ③上乗せ補償プラン…年収÷12か月の30%以内で加入時に設定した金額 ②被保険者の方がお亡くなりになられた後または、ケガや病気が治癒し所得喪失率が20%以下となった後は保険金はお支払いしません。 (注1) お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額 [※] [1長期補償プラン…700,000円 2長期補償プラン(日本電気健康保険組合以外用)…700,000円 3上乗せ補償プラン…350,000円)を限度とします。 (注2) 協定書に定めるてん補期間を限度とします。 (注3) 支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額 [※] を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 (注4) てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 (注5) 同一の身体障害 [※] により、免責期間 [※] を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 (注6) 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等 [※] がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額 ^(※) の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額 ^(※) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額 ^(※) を限度とします。 (※) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、(次ページに続きます。)	(1) 新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害 [※] になった場合、就業障害の原因となった身体障害 [※] について、新規加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療・診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2) 次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害 ^(※1) ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害 ^(※2) ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害 ^(※3) ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害 ^(※4) ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫発熱等の他覚的症狀のない感染による就業障害 ^(※5) など (3) 健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気 ^(※6) 等(加入者証等に記載されます。)による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。
			(※1) テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 (※2) 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 (※3) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (※4) 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目 ^(※7) 中の次の分類番号に該当する精神障害(統合(次ページに続きます。))

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
団体長期障害所得補償保険金		(前ページからの続きです。)保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	(前ページからの続きです。)失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1) F04～F09 (2) F20～F51 (3) F53～F54 (4) F59～F63 (5) F68～F69 (6) F84～F89 (7) F91～F92 (8) F95 (9) F99 (※5) 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。 (※6) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 (※7) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD - 10(2003年版)準拠」によります。

NECgolfer保険(団体総合生活補償保険)

※印を付した用語については、P51～52の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
golfer賠償責任保険金 ★golfer賠償責任保険特約	保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者 ^(※) が他人の生命または身体を害したり、他人の物(他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 (※) 本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者 ^(※) および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額 ^(※) (0円) (注1) 1回の事故につき、保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内 ^(※) におけるゴルフカートの損壊によって負担する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●被保険者と同居する親族 ^(※) に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディに対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等 ^(※) の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱 ^(※) 、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
傷害死亡保険金 ★golfer傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内 ^(※) におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ ^(※) のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ^(※) ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 ^(※) 以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱 ^(※) 、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(次ページに続きます。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害後遺障害保険金 ★golfer傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内 ^(※) におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ ^(※) のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 ^(※) が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 ^(※) を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 ^(※) の診断に基づき後遺障害 ^(※) の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(前ページからの続きです。)●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 ^(※) 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ^(※) ●入浴中の溺水 ^(※) (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん) ^(※) によって発生した肺炎 ^(注) など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害入院保険金 ★golfer傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内 ^(※) におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ ^(※) のため、入院 ^(※) された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間 ^(※) (1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 ^(※) (180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ ^(※) を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
傷害手術保険金 ★golfer傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内 ^(※) におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ ^(※) の治療 ^(※) のため、傷害入院保険金の支払対象期間 ^(※) (1,095日)中に手術 ^(※) を受けられた場合	1回の手術 ^(※) について、次の額をお支払いします。 ①入院 ^(※) 中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療 ^(※) 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
傷害通院保険金 ★golfer傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内 ^(※) におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ ^(※) のため、通院 ^(※) された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位 ^(※) を固定するためにギプス等 ^(※) を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師 ^(※) の指示による固定 ^(※) であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限ります。 (※) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間 ^(※) (180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 ^(※) (90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ ^(※) を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合						
ゴルフ用品 保険金 ★ゴルフ用品 補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフ用品 ^(*) の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合 (注1) 自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。 (注2) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。 (*)「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。	損害の額 (被害物の修理費または時価額*のいずれか低い方が限度となります。) (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。 (注2) 修理によって被害物の価額が増加したときには、その増加額(被害物が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被害物の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、被害物が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被害物の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。)、および修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)*が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の法定代理人を含みます。)*の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共に謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) など						
ホールインワン・ アルバトロス 費用保険金 ★ホールインワン・ アルバトロス費用補償特約(団体 総合生活補償保険用)	日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次表に掲げるホールインワンまたはアルバトロス <table><tr><th>区分</th><th>目撃者</th></tr><tr><td>公式競技以外の 場合</td><td>次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア．同伴競技者* イ．同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)</td></tr><tr><td>公式競技の場合</td><td>次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア．同伴競技者 イ．同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)</td></tr></table> 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など (次ページに続きます。)	区分	目撃者	公式競技以外の 場合	次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア．同伴競技者* イ．同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)	公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア．同伴競技者 イ．同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)	次の費用のうち実際に支出した額 ア.贈呈用記念品購入費用 ^{(*)1} イ.祝賀会に要する費用 ウ.ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ.同伴キャディ*に対する祝儀 オ.その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護 ^{(*)2} またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)*ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)*が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。 (次ページに続きます。)	●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人 ^(*) が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。
区分	目撃者								
公式競技以外の 場合	次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア．同伴競技者* イ．同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)								
公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア．同伴競技者 イ．同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)								

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合						
ホールインワン・ アルバトロス 費用保険金 ★ホールインワン・ アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	<div>(前ページからの続きです。)</div> <div><div>(注1)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</div><div>(注2)前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は、「目撃」には該当しません。</div></div> <div>②達成証明資料^(※1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書^(※2)により証明できるものに限ります。 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。 (※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (※2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。</div> <table><tr><th>区分</th><th>署名または記名・押印が必要な方</th></tr><tr><td>公式競技以外の 場合</td><td>ア．同伴競技者 イ．同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ．ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</td></tr><tr><td>公式競技の場合</td><td>ア．同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ．ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</td></tr></table>	区分	署名または記名・押印が必要な方	公式競技以外の 場合	ア．同伴競技者 イ．同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ．ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者	公式競技の場合	ア．同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ．ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者	<div>(前ページからの続きです。)</div> <div>(※1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。 (※2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。</div>	
区分	署名または記名・押印が必要な方								
公式競技以外の 場合	ア．同伴競技者 イ．同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ．ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者								
公式競技の場合	ア．同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ．ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者								

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セッ)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明(五十音順)

安心丸（団体総合生活補償保険（MS&AD 型））／ NEC 長期休業サポート（団体長期障害所得補償保険）／ NEC ゴルファー保険（団体総合生活補償保険）

あ行

アルバトロス

ホールインワン※以外で、各ホール基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。

医学上因果関係がある病気

医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

医学的他覚所見のないもの

被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

医師

被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
親介護一時金支払特約	

1回の疾病入院

疾病入院の退院日の翌日（※）からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。

（※）疾病長期入院時保険金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。

飲酒運転

道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。

オンライン診療

医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限ります。なお、電話診療は含みません。

回復所得額

免責期間※開始以降に業務に復帰して得た所得※の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

がん

特約に定めるがん（悪性新生物）をいい、上皮内新生物を含みます。抗がん剤治療特約においては、上皮内新生物を含みません。

ギブス等

ギブス（キャスト）、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）およびハローベストをいいます。

キャンセル費用

サービスの提供を受けられない場合にかかる取消料、違約金等、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用で、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限ります。ただし、被保険者がサービスの提供を受けられなくなった場合において、被保険者に同行する被保険者の配偶者※もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。

競技等

競技、競争、興行（※）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

（※）いずれもそのための練習を含みます。

頭(けい)部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

ケガ

急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（※）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

①細菌性食中毒

②ウイルス性食中毒

（※）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。

後遺障害

治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。

公的介護保険制度

介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

誤嚥(えん)

食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

ゴルフ場

ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設（ゴルフ練習場を含みます。）をいいます。ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。

ゴルフ場敷地内

ゴルフ場※として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

最高保険金支払月額

1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

再調達価額

「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。

時価額

損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額※から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

自動車等

自動車または原動機付自転車をいいます。

支払基礎所得額

保険金の算出の基礎となる額をいい、ご加入者ごとに以下のとおりに設定していただきます。

[1]長期補償プラン：

年収÷12か月の60％以内で加入時に設定した金額

[2]長期補償プラン（日本電気健康保険組合以外用）：

年収÷12か月の60％以内で加入時に設定した金額

[3]上乗せ補償プラン：

年収÷12か月の30％以内で加入時に設定した金額

支払限度日数

支払対象期間※内において、支払いの限度となる

日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金
・傷害通院保険金
・疾病入院保険金
・疾病通院保険金

支払対象期間

支払いの対象となる期間をいい、それぞれに

ついて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金
・傷害通院保険金
・疾病入院保険金
・疾病通院保険金

就業障害

被保険者が身体障害※を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間※開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率※が20％超であることをいいます。

免責期間※中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

手術

次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（※1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲粘膜）を除きます。

②先進医療※に該当する診療行為（※2）

（※1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

（※2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

乗用具

自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

女性特定疾病

一部の中皮腫・カポジ肉腫などを除くがん※、乳房・子宮・卵巢・腎尿路・甲状腺など特定部位の良性新生物、栄養性貧血など特定の貧血、紫斑病、血小板減少症、甲状腺障害、クッシング症候群・卵巢機能障害などの特定の内分泌腺障害、慢性リウマチ性心疾患、外陰静脈瘤、低血圧（症）、乳房切除後リンパ浮腫症候群、胆石症・胆のう炎など特定の胆のうの病気、関節リウマチ、全身性結合組織障害、ネフローゼ症候群・慢性腎不全など特定の腎臓・尿道の病気、乳房の障害、女性骨盤臓器の炎症性疾患、女性生殖器の非炎症性障害、帝王切開などを除く妊娠・分娩・産じょくにかかわる病気など特約記載の病気

所得

業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害※となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。

所得喪失率

次の算式によって算出された割合をいいます。

割合	=	$\frac{\text{免責期間}^{\ast}\text{終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}^{\ast}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$
----	---	---

ただし、所得※の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害※の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

所定の部位

次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。

・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱

・長管骨に接続する3大関節部分（肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。）。

・肋骨または胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。

・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

親族

6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。

診断確定

医師※による病理組織学的所見（※1）によってなされたものをいいます。

（注）病理組織学的検査（※2）が行われない場合には、病理組織学的検査（※2）が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見（※3）による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見（※3）による診断確定も認めることがあります。

（※1）病理組織学的所見とは、生検等をいいます。

（※2）病理組織学的検査とは、生検等をいいます。

（※3）その他の所見とは、細胞学的検査、臨床検査等により認められる異常所見をいいます。

身体障害

傷害（「ケガ」といいます）および疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

先進医療

手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

その他の変乱

外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

他の保険契約等

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

治療

医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

通院

病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療※により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。

溺水

水を吸引したことによる窒息をいいます。

てん補期間

引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間※終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。

代理店・扱者：NECビジネスインテリジェンス株式会社

住所：〒211-8601 神奈川県 川崎市中原区下沼部1753

NEC玉川リネッサンスシティ N棟 7F

電話：0120-346069（フリーダイヤル）

販売文書番号：NBI安心丸002 826

同伴キャディ

被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成したゴルフ場※に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。

同伴競技者

被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。

入院

自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。

配偶者

婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なるい程度の実質を備える状態にある方を含みます。

発病

医師※が診断（※）した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことよりはじめて発見されることをいいます。

（※）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

病気

被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、団体総合生活補償保険（MS&AD型）では、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。

平均月間所得額

被保険者の就業障害※が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

平均月間所得額	=	$\frac{\text{（年間収入額}^{\ast(1)}\text{）}-\text{（働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{\ast(2)}\text{）}}{12\text{（か月）}}$
---------	---	--

（※1）給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

（※2）被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

放射線治療

次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為

②先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

（注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

ホールインワン

各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。

保険価額

保険の対象に損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。

未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

免責期間

保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害※が継続する期間をいいます。

免責金額

支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

目撃

被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視せずに、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は該当しません。

約定給付率

保険金の算出の基礎となる加入者証等に記載された率をいいます。

要介護状態（要介護2以上の状態）

次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度※の第1号被保険者（65才以上）

要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態

②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満）

要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。

③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満）

要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

住所：〒101-0062 千代田区神田駿河台四丁目6番地（御茶ノ水ソラシティ22階）

電話：03-6849-6322

A26-100732 承認年月：2026年8月

団体扱自動車保険

NECグループオリジナル自動車保険

相談できる自動車保険

大手損保の充実した補償を、リーズナブルな価格で提供する福利厚生制度です。

補償内容の相談も豊富な知識を持つ自動車保険のプロがしっかりサポート！

納得感のある自動車保険で安心・安全なカーライフをお過ごしください。

NEC Group
ORIGINAL!

福利厚生！
社員割引！
安心フルサポート！

NECグループオリジナル自動車保険

NECグループ
大口団体割引
**最大
24%※**

**ガソリン・
軽油・灯油**
がお得に

**家族の車も
バイクも
対象！**

保険料の
お支払いは
便利な
給与控除
(ご退職後は口座振替)

団体割引で保険料どのくらい安くなるか、知りたくない？
7つの質問でお答えします!!

自分でもかんたんお見積もり!

NECグループ団体扱自動車保険

かんたん!1分シミュレーション

キャンペーン
実施中



※NECグループの団体扱割引率最大24%は2026年3月1日～2027年2月28日までの始期契約に適用されます。割引率は団体の損害率等によって毎年見直されます。
※ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので必要に応じて代理店NECビジネスインテリジェンスにご請求いただき、ご不明な点については代理店までお問い合わせください。
※団体扱のご契約者は、NECグループ従業員およびご退職の方に限ります。なお、記名被保険者および車両所有者は、ご契約者の配偶者・ご契約者もしくはその配偶者の同居の親族や別居の扶養親族の方とすることもできます。
※退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、残りの保険料を一括してお支払いいただく場合があります。団体の構成員でなくなった場合には、代理店までご連絡ください。

団体扱火災保険

NECグループオリジナル火災保険

火災保険は
火事だけじゃない



台風や竜巻、洪水などの自然災害から、盗難や破損まで、幅広いリスクを補償します。

安心・安全な生活を守るために、火災保険はマストアイテムです!

お見積りのご依頼は
こちらから!



※大口団体割引は、2026年3月1日～2027年2月28日までの間に保険始期日があるご契約に適用されます。
(ただし、地震保険には適用されません。なお、大口団体割引は、団体全体のお引き受実績に応じて毎年3月1日に見直されます。)

NEC Group
ORIGINAL!

福利厚生！
社員割引！

NECグループオリジナル火災保険

NECグループ
大口団体割引
10%※

保険料の
お支払いは便利な
給与控除
(ご退職後は口座振替)

リフォーム
費用も
**灯油も
お得に!**

NECビジネスインテリジェンスのハウジングサービスのご案内

NECビジネスインテリジェンスでは、NECグループ社員向けに**住宅サービス**も提供しています。
当社の宅地建物取引士が、皆様の快適な住まいをサポートします!
住宅関連のことなら、まずはお気軽にご相談下さい。

NECビジネスインテリジェンスを通じて成約すると



新築分譲

5000万円の
住宅を購入

**50万円
おトク!**

(1%割引の場合)



注文住宅

2000万円の
住宅を建築

**80万円
おトク!**

(4%割引の場合)



売買仲介

4000万円の
中古を購入

**12.6万円
おトク!**

(仲介手数料10%割引の場合)



賃貸物件

家賃8万円の
住宅を賃貸

**2.4万円
おトク!**

(仲介手数料30%割引の場合)

※詳細は以下のハウジングホームページをご覧ください。

詳しくは
HPへ

<https://www.nec-businessintelligence.co.jp/housing/index.html>
ID: housing PW: necnec





お問い合わせ先

安心丸 / NECゴルフ保険 / NEC長期休業サポート

NECビジネスインテリジェンス株式会社 保険サービス統括部
<https://www.nec-businessintelligence.co.jp/hoken/>



フリーダイヤル 0120-346069

保険金請求手続きのお問い合わせ先
NECビジネスインテリジェンス 保険金請求担当

フリーダイヤル 0120-346069

三井住友海上事故受付センター

フリーダイヤル 0120-258-189(無料)

事故はいち早く

保険金請求 WEB

WEBからも事故のご連絡・ご請求ができます。24時間365日ご利用できます。

- 事故の連絡から保険金請求まで完結できます。※利用条件あり
- 必要書類を写真やPDFなどでアップロードします。
診断書(ケガ・病気)や見積書・写真(携行品)など請求内容によって
必要書類は変わります。

下記URLもしくは右記の二次元コードからお手続きください。

<https://www.nec-businessintelligence.co.jp/ins/asjiko/>

対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



住宅サービスのご案内

当社ではお住まいに関するご相談(売買・賃貸・建築・リフォーム)も承っております。
詳しくはハウジングHPをご確認ください。

(<https://www.nec-businessintelligence.co.jp/housing/index.html>) ID:housing PW : necnec

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 総合営業第二部第一課

〒101-0062 千代田区神田駿河台四丁目6番地(御茶ノ水ソラシティ22階) TEL. 03-6849-6322

三井住友海上火災保険株式会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、関係当局からの合併認可を前提に2027年4月1日に合併し、「三井住友海上あいおい損害保険株式会社」となります。